

成城大学経済研究所  
研究報告 No. 32

# 周縁にとっての主権と商業

—ブリテン, ヨーロッパの公共空間を開くヒューム哲学—

角 田 俊 男

2002年3月

The Institute for Economic Studies  
Seijo University

6-1-20, Seijo, Setagaya  
Tokyo 157-8511, Japan



# 周縁にとっての主権と商業

——ブリテン，ヨーロッパの公共空間を開くヒューム哲学——

角 田 俊 男

- I 『イングランド史』からスコットランドの国際環境を読む
  - 1 ヨーロッパの国際関係
  - 2 スコットランドとイングランドの合邦
- II 主権と商業による情念の公共空間
  - 1 私的生活の自由（誇りの情念の文明史）
  - 2 正義による情念から公平な判断への転換
  - 3 哲学者・雄弁家と公衆
  - 4 商業共和国の精神と制度
- III 周縁からの商業帝国批判
  - 1 世界王国に対する勢力均衡と学芸の連邦共和国
  - 2 貧国からの自由貿易論
  - 3 財政・軍事帝国の公債と公共性
  - 4 アメリカ植民地の分離

## I 『イングランド史』からスコットランドの国際環境を読む

### 1 ヨーロッパの国際関係

同時代の歴史の展開を観察するとともにその形成に参加した一つの重要な政治的活動主体としてヒュームとその思想を理解することが本論の基本的な目的である。ヒュームの時代に歴史の舞台には国家と教会に加えて商業と学芸が新たな政治的役割をもって登場したのであって、ヒューム哲学自体が文明化を推進する要因として意識されていたことが強調されなければならない。歴史的な実存としてのヒュームは三つのコンテクストに置くことができる、すなわちスコットランド、ブリテン、ヨーロッパの拡大する政治的空間である。17, 18世紀のスコットランドは豊かな強国イングランドにより周縁化され属州 (province) に墮する危機意識を持ち続けたが、ヒュームが提出するスコットランドの自由

の処方箋はむしろ伝統的な共同体に依拠するナショナリズムをより広い公共空間に脱構築するものであった。スコットランドの自由の保持に関連する三つの局面をヒュームは考えていたように思われる。一つはスコットランドとイングランドの合邦により民族共同体から離れて人為的に創出されたブリテンの国家主権が法の支配により所有権を核とする近代的な自由をもたらす展望である。次には、この国家主権を条件としながらも、それとは別の次元から商業・社交・学芸が構成する文明社会の私的領域が公共性を主張する構想である。この下からの公共空間は国境を超えて文明化を競い合うようになると期待される。国際貿易と勢力均衡の原理からなる多元的な国際関係がスコットランドの自由にとっての第三の契機であろう。国家主権の広大な帝的世界支配への拡大は小国の自由と両立しない。よって主権国家ブリテンを中心にして、エディンバラの啓蒙の諸協会に象徴される民間の公共空間とヨーロッパの国際政治を視野においてスコットランドのような小国や大国の周辺地方の自由に関するヒュームの構想を以下で明らかにしていきたい。

スコットランドのような小国の自由には、周辺を属領化する大帝国の世界支配の野心は破壊的であるが、このようなスコットランドの苦境はヨーロッパの世界の広大な王国の周辺の小国には共通の常態であって、スコットランドの問題をヨーロッパの広いコンテクストに置くことが必要である。ロバートソンの確かな概観によれば、18世紀のヨーロッパ世界は主権を持った国民国家の体系ではなく、特定の宗派を国教とした王朝が複数の異民族の住む複数の領土を属州として支配する「複合王国 composite monarchy」や「世界王国 universal monarchy」から構成されていた。ハプスブルク家のスペイン・オーストリア、ヴァーサ家のスウェーデンとブルボン家のフランスがそうした王国の代表例で、権力と資源は領土の中心に高度に集中し周辺は排除されるという非対称的な構造が見られた (Robertson, 1994, 230)。スペインもフランスもカトリック教国であってカトリックの普遍性の主張と世界王国の野心には人間の空間的な限定性、ローカル性を超越しようとする点で人間の限定性に基礎を置く政治とは対立するところがある。覇権競争に起因する戦争状態が権力装置＝支配機構としての「国家 state」の本質を明らかに浮かび上がらせたことは「財政・軍事国家 fiscal-military state」(ブリューワー) という特徴づけにも現れているが、ヒュームも「あらゆる国民 nation が壮大さと戦力の増大によって全ての公的費用

を増加させたヨーロッパの全般的状態」(H, VI234)を認めている。この引用で「国民」の語は国家が国王の家産であった状態から国家と人民が課税と軍隊への参加を媒介に結びつきを強めて一体化していく傾向を示唆するようである。同時にこの国家はその権力拡張から周辺地域の異民族の領土を支配する「帝国 empire」となる傾向を備えていたわけで、ロバートソンの指摘するようにローマ帝国崩壊後中世の各「王国」との連想を強めていた imperium が「属州からなる領土及び属州に対する権威」という原義を取り戻すのは世界王国との連想からであった (Robertson, 1994, 227f)。

他方、権力支配の契機を強調する state と empire の国家概念と対抗する古典的な「共和国 republic, commonwealth」の系列は、ヴェネチアなどの都市共和国を別とすれば、領域国家としては連邦共和国という形態でこの時代もう一つの国家群を構成して世界王国に抵抗した。オランダの独立はポルトガルの独立と並びスペインに対する属州の成功した反乱であり、またオランダはポーランド・リトアニア共和国、スイス連邦と同様に対等な諸邦からなる連邦制度をもって属州を内包する世界王国に挑戦した (Robertson, 1994, 234)。

スコットランドのような周縁の小国にとって痛切な関心となる「属州」の地位についてヨーロッパ政治で「世界王国＝帝国」と「共和国＝連邦」が対照的であったことを見たが、ヒュームの『イングランド史』でスウェーデンの外交官として登場している (H, VI243) プーフェンドルフの自然法学の用語法はさらに「国家 state」を「帝国」に対して「属州」問題との関連から評価すべきことを示している。彼が「主権 sovereignty」を一つ一つの国家それぞれに認め (Pufendorf160), 「ヨーロッパの最も自由で独立した諸国家 the most free and independent states of Europe」(189)を普遍的な教皇権と対比するとき、国家主権は多元的な自由の国際秩序の原理となっている。彼は各国が「それぞれの領土で至高の命令権」を保持する連合を「国家体系 systems of states」(184)と呼んでいる。属州は帝国によって「国家の本質 the nature of states」である「主権 sovereign authority」を奪われたものであり (185), 「君主の支配領土の属国 province of his empire」(164)の表現のように帝国と属州は相互を前提とするように密接に結びつく。このように反対の意味を持つ「属州」と「国家」が『イングランド史』でのオランダの二つの呼称, the United Provinces と the States に使われているのは、前者のスペイン帝国からの独立による後者への変化を意味してい

て興味深い。主権国家は対等な水平関係にあり、帝国と属州は従属の垂直関係にある。主権国家体系は帝国と教会の普遍的支配からの自由を表現する近代的理念であったが、世界王国は帝国と属州がヨーロッパの実態であることを例証する。自然法学の国家主権による属州の解放はヒュームに開かれた選択肢の一つとなることを見るだろう。

国家概念のうち state の系列は外交に、commonwealth の系列は内政により着目したものである。ヒュームの『政治論集』が目指す政治学は法則化の可能な領域としては国制論など内政を重視するが、外政を軽視するわけではなく、むしろ厳しい国際環境で主権国家が生存するためにも次のような内政と外交・軍事のずれを意識せざるを得なかった。つまり優れた国制は必ずしも強国を意味せず、クロムウェル独裁下のイングランドのように軍事専制が対外的な強さを備えることがある（H, VI74）。内政が多数の人々の日常生活に基礎を持つ法則的な秩序の領域であるのに対し、国際関係は君主ら少数者の情念に左右される偶然性の強い不安定な領域であった。ヒュームの政治にとってこのように識別された両者をいかに結びつけるかが課題となる。商業が自由と国力と対外関係とを改善する媒介として後に注目されるだろう。

世界王国と連邦共和国の対抗の実例がヒュームの『イングランド史』のルイ14世のオランダ侵攻をめぐるヨーロッパ国際政治の叙述に見られる。国王の覇権への野心は「名誉と栄光 fame and glory」への情念であり、「ヨーロッパへの支配 his dominion over Europe」, 「上昇する支配 his rising empire」という用語で説明され、「ヨーロッパの一般的自由 the general liberties of Europe」への脅威と批判されるのに対して（H, VII91, 216-218）、対抗するイングランドとオランダの連合（union and confederacy）、さらにスウェーデンを加えた三国連合（Triple Alliance, triple league, confederacy）は「ヨーロッパの勢力均衡を維持する栄光、正義と人道に全く基づいた栄光」と表象され、「こうしてヨーロッパ全体がその保護のために幸福にも形成されたその強力な連合の傘の下で安全を保障され安らいだように思われた」とまとめられる（H, VII91, 216f, 223）。ヨーロッパの小国を含めて諸国の自由に望ましい国際秩序は多元的な連合であり、単一の主権に統合される世界王国ではないことが確認できる。

また覇権の栄光と勢力均衡の栄光が対比されるが、前者の破壊性に対して自由と平和を構想する「寛大で広い感情 generous and enlarged sentiments」が英

蘭連合の交渉を担当した政治家に言われるが (H, VI220), 共同体から自由な公共性の原理としてこの政治的判断に着目すべきであろう。連合は「公衆 the public の利益と性向」に合致して「人民の善」, 「国民の福祉」を増進する点でヒュームはそこに「愛国心 patriotism」を見出すが, 反対にフランスと同盟しオランダの商業を侵略するチャールズ2世の政策には「愛国心」を認めない (H, VI252)。ここで「愛国心」という用語が排他的なナショナリズムと異なりむしろヨーロッパ全般の自由を志向する広さを含意していたことに注意する必要がある。

ヒュームのチャールズ2世の親仏・カトリック政策批判は, 自由と宗教を擁護するプロテスタントのブリテン国民意識に重なるものであるが, 同時にイングランドの重商主義政策批判となっている。チャールズ2世が連合していたオランダを敵とするフランスとの連合に転換した国際関係の叙述で, 陸軍により侵攻, 領土拡張する帝国と同様, 海洋帝国の覇権の脅威も指摘されている。「帝国」が領土支配の意味を持っていた以上, 同じ広大な支配でも領土と海洋のそれとは区別されて, 後者は商業を媒介に自由と両立すると評価される傾向があった (Armitage142f)。しかしヒュームはイングランドに「ヨーロッパの商業と海軍を独占する企て」 (H, VI192) への傾向を見て, オランダそして恐らくはスコットランドのような属州的な位置の小国の商業にとって脅威となることを見抜いた。陸軍のフランス王国と海軍のイングランド王国とは平行的にオランダ共和国の侵略者として叙述され, 「法と自由への専制の世界的な結合 an universal combination of tyranny against laws and liberty」 (H, VI266) と評されている。さらに次のようにイングランドを「世界王国」にする明言的な意図が言及されている, すなわち大法官はオランダを「商業と海軍の唯一の競争者で古代ローマと同じように広大な世界帝国を達成する目論見への唯一の妨げ」 (H, VI273) と述べた。この英蘭関係の歴史はいわゆる「穏やかな商業」のテーゼが通用しないこと, 商業が戦争を抑止し平和をもたらす効力に限界があることを実証する。「勤労と節儉」により競争力を高めたオランダの商業の繁栄に対して, イングランド商人は穏やかな情念としての利益に指導され「技術と勤労」で追いつく代わりに, 商業の振興の挫折に「不名誉」を覚えて, 商業に「軍事力」を引き入れて戦争に訴える (H, VII92)。ここには商業の発展は「勤労」の自然な歴史的展開に委ねるべきで, 経済を政治・軍事とは自律した領域と評価する姿勢が

見られる。イングランドでは内乱から共和国に至る民主化のもと郷紳がその長子以下の子弟を商人の徒弟にする慣行が広がり、商業が他の王国よりも名誉あるものであったが (H, VII48), 商人は特殊利害を構成してヒュームが国民の利益に破壊的と見た (H, VI257) フランスと組んでオランダを侵攻する政策を求めたのである。イングランドにおいて商業は戦争の言葉でゼロ・サム的に理解されていたのであり、ヒュームはこの批判に向かう。

## 2 スコットランドとイングランドの合邦

属州の商業をその優位な海軍力により強奪しようとするイングランド王国に対してスコットランド国民は隣人である運命から逃れることはできなかった。ヨーロッパの世界王国とその属州の関係の一例として両国の関係を後者の自由を保持するように構築することが模索された。スコットランドの主権はブリテンへの国家統合において中心的問題となり、さらにブリテンの主権は帝国の主権として支配を受ける周辺地域との関係で分離をも引き起こす問題となる。

内乱から共和国の時期になされた両国の統合は宗教的熱狂と共和主義によるものでヒュームから否定的な評価を受ける。さらにこの熱狂と共和主義の党派性は彼にとってあるべきブリテンの公共空間の反対像を提示して、反対の意味の準拠枠となったと言いうるほど彼が同時代を省察するのに重大な歴史認識であったのではないか。啓蒙思想の敵は、無理に要約すれば、ギボンがローマ帝国衰亡の原因と見た「宗教と野蛮」であり、ヒュームの内乱の説明も「党派と熱狂 factions and enthusiasm」(H, V212) にまとめられる神学上の宗派对立が生む党派的熱狂であった。さらにイングランドより「もっと未開で教化されていない」(H, V252) スコットランドでは野蛮が熱狂を一層残虐にしていた。チャールズ1世によるイングランド国教会の祈祷書と儀式の導入に対するエディンバラの暴動から反対が国民的に広がり、「狂信が党派と混ざり、私益が自由の精神と混ざり、あらゆる方面で最も危険な暴動と混乱の兆候が現れた」(H, V256f)。長老派の維持を誓い署名した「盟約 Covenant」についてヒュームは次のようにヨーロッパのカトリックの世界王国とプロテスタント属州の関係において述べた。

裏切り者で、残虐で、無情なフェリペが、スペインの異端審問のあらゆる

恐怖を伴って、前世紀に低地帯諸国で受けた憤激は、現在スコットランド人から穏和で人情味あるチャールズと攻撃的でない祈祷書が受けている憤激よりも決然としたものではほとんどなかった。(H, V258)

さらに内乱期にピューリタンが多数を占めるイングランド議会との間で「より密接な統合と連合 union and confederacy」の交渉がなされ、軍事協力と引き換えに両国に長老派を推進する「厳肅同盟 Solemn League and Covenant」が成立するが、ヒュームは独善的な迫害を正当化するこの宗教的連合に「あらゆる政治的考慮を神学的熱狂と迷信の犠牲にした」(H, V422) スコットランド教会を見て否定的である。さらに彼は「スコットランドとの合邦の後、その国民の頑迷な偏見がイングランドに同様の精神を再生させた」(H, V457) と批判している。

内乱は三王国の戦争でもあったが、その結果はヒュームが立法者よりも軍人として評価する共和主義者の強国イングランドによるアイルランドとスコットランドの征服という形での統合であった(H, VI41f)。共和国の統一が中心と周辺で支配関係を含み、開かれた政治参加の共和制の本質を裏切るものであることをヒュームは「スコットランドとアイルランドをイングランドと一つの共和国に統合するという口実のもとクロムウェルはこれらの王国を完全な隷属に置き、征服された属州 conquered provinces として全く扱った」(H, VI91) と指摘する。これは共和主義による軍事的統合であるが、王政復古後もイングランド議会によるアイルランドからの家畜輸入禁止法(1666年)について「個人と同様国民も受けやすい専制の精神がイングランド人を極端に動かし従属国への彼らの優位を行使させる」(H, VI231) と批判している。この「専制の精神」の法案はむしろ国王が反対し、下院が押し切ったので、本国の人民の代表、参加の度合いを強めるという形では必ずしも属州の自由の問題は解決しないこと、民族共同体からの距離が民族的偏狭さから自由で公平な判断には求められることを示す。

イングランドによる征服とは別により積極的な評価もヒュームはこの統合に与えている。つまり共同体からの距離による公平さ、公共性の確保はスコットランド自体にも言えるので、より離れたイングランドの主権とその制定法がスコットランドの身近な圧制からの解放を実現したということにヒュームは着目



している。「厳粛同盟」と反対に「この統合は教会の国家への従属をもたらした」という教会人の共和国による統合への批判に触れて、ヒュームは「イングランド人の裁判官が、スコットランド人に加わり、全ての訴訟を決定するよう任命されて、正義が厳密に執行され、秩序と平和が維持され、スコットランド人は教会人の専制から解放されて現在の政府にあまり不満を持たなかった」(H, VI44)と評価している。また「スコットランド人は不規則で党派的な自由 *irregular, factious liberty* を享受していた間は外国民への隷属に追い込まれた現在ほどの幸福に到達していなかったことを認めざるを得なかった」(H, VI91)とるように、スコットランドの主権が保障する政治的自由の実態が封建的な諸侯の専制と戦争に他ならず、離れたイングランドの主権による法の支配、市民的自由にスコットランド国民多数の解放を求めていたのである。

名誉革命で終わる『イングランド史』とヒュームの時代の間、1707年の合邦とそれを巡る論争があり、ここでヒュームの同時代論の最後のコンテクストとして言及する。合邦論争の詳細な研究 (Robertson, 1995) から合邦は、スコットランドの貿易植民地計画がイングランド海洋帝国により妨害されたことを直接の契機として、統合によりイングランドの市場への参入を得て、貧しい属州的地位から脱却するとともに、スペイン王位継承問題から生じたブルボン王朝の世界王国の可能性にイギリス帝国によって対抗するという政治経済的動機からなされたもので、その際スコットランドの主権の保持が中心的論点となったことが認められる。ロバートソンは合邦の構想を次のように統合的 (*incorporating*) と連邦的 (*federal or confederal*) の二つに整理している (Robertson, 1994, 242-248)。すなわち複数の領土とその住民を中心と属州で差別的な地位に置く「複合的な世界王国」に対して、ブリテンを「単一の主権国家」とする自然法学の伝統による構想が第一にあって、これは単一不可分の主権による法の支配を広げ、所有権を中心とした市民的権利を確保する。またこれは伝統的共同体とその偏狭さを人為的制度により克服する試みと評価され、イングランドとスコットランドのそれぞれ監督制と長老制の国教会主義から自由な、宗教的に多元的な国家体制がブリテンの新たな枠組みにより創始されたのである。他方でこの「単一の主権国家」も実質的には中央と地方の格差を防止できない点で世界王国内部の属州的依存関係を再生産するだけであると批判する論者は、主権を分割する連邦制を提唱した。ここにヨーロッパ国際政治での世界王国と連邦の対立が反

映されている。この第二の選択肢はシヴィック的伝統により、構成国に主権を残して政治参加の空間を近くに確保することで属州化を防ごうとしたのである。

このように整理された合邦論争はヒュームの同時代についての政治経済評論にどのような関連性を持つだろうか。ヒュームは基本的に主権国家、ブリテンへの統合の路線に立っている。人為的な制度による党派的偏狭さの解決は、彼の人為的徳としての正義論に一般化されると見ることもでき、共和主義の熱狂批判からも、離れた公平な主権の集中・確立による法の支配によって私的自由を確保することが、ヒュームの政治学の目的であると確言できる。彼は各人が自分の仕事を怠り自由と宗教に熱中したと熱狂の感染を批判している (H, V 294)。さらにレヴェラーの「洗練と革新の精神」について、各人が共和国のモデルを考案し、いかに新奇でも仲間の市民に薦めていると風刺し、彼らを「共和国の行政について諮問される権利を僭称する私人」と見るなど (H, VI3, 12)、共和主義の熱狂の公共性には懐疑的である。

しかし連邦制と政治的徳の構想が全く顧みられなかったとも言えないようである。第一にヒュームにおいて主権による私的自由はそこにとどまらないで、政治的自由につなぐ媒介項を用意する。その媒介を内乱の宗教的、政治的な公共性に代わる、文明社会の花冠をなす商業、社交、学芸の私的領域で一般的観点による道徳感情 (sentiments) の洗練という形で公共空間が立ち上がってくることに求めてみたい。この文明の領域を構成するのは『イングランド史』の言葉では「学芸、快樂と社交、都会の穏和でより文明化された生活 arts, pleasures, and social commerce ...the softer and more civilized life of the city」(H, VI33) である。この social commerce や private commerce の言葉のように商業と社交は重なり合う意味を有していて文明化の要因と評価されていた。内乱から共和国の時代の熱狂的な公共性が主権に直接挑戦し参加して取って代わろうとするのに対して、文明社会の公共性は主権への参画を求めず、間接的にしか主権に作用しない。また前者は私的な内面の主観を「天との直接的な交渉とコミュニケーション」(H, V442) で神聖化・絶対化して公共性を僭称して私的幸福を犠牲にするのに対して、後者は端的に快樂である私的幸福をその前提とともに目的とするが、主観相互の会話を通して主観性を社会の他者の評価で是正・改善することが可能である (H, V493)。性格を個人の内面と考える傾向は恐らく改革派教会の熱狂による主観の内面化、神聖化に一つの起源を求められるのではな

いか。ヒュームによれば、「各個人に最高の法悦を育むことで、それ〔盟約の宗教〕は幾分各個人を神聖化し、彼自身の目に形式や儀式ばった制度のみで授けられるのよりもはるかに優れた性格を彼に授ける」(H, V260)。ヒュームの人間学は他者による社会的な名声を性格とするもので、厳密な「個人」という想定はありえない。

感覚的な儀式の必要性に触れてヒュームは「ピューリタンの抽象的で精神的な宗教」, 「かの神的で神秘的な本質」と「人類の狭い諸能力」を対比する(H, V460)。これは人間の認識・判断能力の及ぶ範囲との関係で興味深い。感覚や情念のような身体とのつながりを捨象した知性的宗教は崇高さを持ち、人間の能力を熱狂へと歪めてしまう。低い能力に見合った対象は安定した日常生活に属して、私的、部分的な身近なものである。この高低と区別して、認識・判断の狭さと広さが公私の問題との関係から注目すべきで、狭い能力に対する公共性の原理としてヒュームから「立法者の広い感情と冷静な省察 the enlarged sentiments and cool reflection of a legislator」(H, V460), 「社会の一般的幸福 the general happiness of society」への「広い観点 more enlarged views」(H, V458)を選び出せる。以上の三者について、崇高な熱狂は日常性で冷ます必要があり、日常性は公共的な判断力へ広げるよう試みるべきだが、熱狂から判断を区別する必要があり、この関連では日常性にも公共的な役割を認めるべき場合もあろう。日常の社会生活は公共性とながっており、両者は熱狂と隔絶し対立する。熱狂の崇高さは公共的なものを軽視し、いたって私的欲望の放縦を正当化しうることをヒュームは次のように説明する。

規則的な文明社会 *civilized societies* で教育された一般の人々の間では恥じ、義務、名誉の感情 *the sentiments of shame, duty, honour* が相当な権威を持ち、私的利益から生じる動機に対抗し導くのに役立つ。しかし議会軍の間では熱狂が優勢で、これらの有益な原理はその信用を失い、キリスト教徒よりも異教徒に適した単なる人間の発明、道徳的制度に過ぎないとみなされた。(H, V493)

ヒュームが連邦共和国の構想から受け継いだと思われる第二の点を彼の国際政治論に求めることができよう。すなわち単一主権が世界王国と属州的な実質

を再生産する傾向を批判する連邦主義は、ヒュームがイギリス帝国の主権を批判するとき、単一の帝国主権に統合されない多元的な国際関係への観点を示唆したのではないか。重商主義規制により世界の貿易の独占をはかり、戦争による公債の膨大な累積から富の集中を招き、北米植民地への課税を強制し征服を試みる帝国主権は世界王国と重なるのである。

## II 主権と商業による情念の公共空間

### 1 私的生活の自由（誇りの情念の文明史）

世界王国の野心に見られた君主や貴族の栄光と壮大さ、内乱に見られた市民の政治的徳と宗教的熱狂の結合は、国家と神への同一化を強いる公共性であった。これに対してヒュームはまず私の生活世界を確立する必要があったと言える。彼の情念の評価は私の評価を意図しているという関心から、彼の情念論において誇りの意味が崇高な栄光の情念から私的日常生活の情念に変容することを読み取り、そこに商業と主権により準備される多様な情念の生活世界から展開する公共圏を推測する。

ヒュームの『人間本性論』のような抽象度の高い狭義の哲学と同時代の社会についての評論とをどう関係づけたらよいだろうか。ここでは彼の哲学にとって、また彼の世代のスコットランド人にとってスコットランドにおける野蛮から商業文明への移行の最近の経験は根底的であったと想定して、そのような鮮烈な歴史変化のもとでは共時的で普遍の人間本性を扱う彼の人間学さえも人間本性の変動を無視できず、商業社会の人間を反映すると考えられる。こうして情念・道徳論に商業社会を読み取るとともに、反対に彼の『政治論集』に情念・道徳との関連を読むことで、双方向から両者のつながりを明らかにしたい。両者の交差するところに商業の促進する趣味判断を求めて、ヒュームの自由な政治を構成する公共空間の精神的基礎とする。

ヒュームの時代に商業はまだ完全な市民権を得たわけではなく、古典古代のシヴィック的伝統からは商業の想像力の世界は価値の主観化、流動化、無秩序、偏向を批判された。殊にルソーは近代の商業と学芸に奢侈と虚栄心を批判した。ヒュームはこれらを洗練と誇りに読み替えて商業社会の道徳的展望を構想する。商業に対して規範的な自然秩序、公共的徳により対応することは無理な強制を

伴う。ではどうしたら価値判断の公共性と主観の自由とを両立できるか。商業社会は判断の公平性をいかに達成するか。この問題を感情と趣味に道徳判断を求めるヒュームの試みに探求し、彼の政治経済論と趣味論とを公正な判断を形成する精神と制度的条件の追及という視角から関連させよう。人間の自然な傾向の観点から商業のシヴィック的原理への優位は明らかで、すなわち「これらの原理はあまりに公平無私で支持しがたく、ほかの情念で人々を統治し、物欲と勤労および技芸と奢侈の精神 a spirit of avarice and industry, art and luxury で彼らを活気付ける必要がある」(E263)。この商業社会の精神と彼の情念や感情の道徳的判断とはどう関係付けられるか。判断力の育成に好適な環境を商業が提供することは商業が促進する勤労、自由、知識の成果が示すが、他方、判断自体の内実も変化したことにも着目しなければならない。ヒュームの判断はもはや実在する目的秩序に依拠する理性主義的な信念ではない。判断に情念と想像力が協働することで観念が印象へ活性化することが信念なのである (T122)。このように情念と想像力に重点を置く認識論から商業社会は人間の認識・判断のあり方も転換させたことを読み取れる。

そこで徳と自然の美に快を感じ評価する想像力と美の感覚という美学的感性が本質的にヒュームの商業文明論で重要になる。商業社会が物自体の内在的価値が所与と想定できた以前の状態から商品への需給という相対的な価値付けを市場で多数の人々の間で行うことと相関性があると想像できるのは、美的対象と人格も含めて、全般的な客観的価値から間主観的価値への移行である。ヒュームにも随所で「比較」の「内在的価値 intrinsic worth and value」への優位の指摘が見られる (例えば T372)。趣味は多様な主観性、私的な個人の選好を表し、趣味が価値を決定する。趣味が個人の欲求として自由に解放されるのが商業社会の多元的自由のイメージである。こうした状況をヒュームの誇りの情念は代表している。誇りの原因の「膨大な多様性」(T279)に着目し、しかもその多くは「技芸の産物」で「生産活動 industry が家、家具、服を生産する」(T281)と例を挙げる。しかし同時に趣味は習俗と結びつき特定の社会により規定されるという二面性を示す。誇りの自己評価は主観というよりも間主観的に「他者の感情 the sentiments of others」(T303)への参照に規定される社会的な安定した規則的な評価であること、さらにこの社会的価値を反省して商業社会から退出し距離を取る少数の哲学者の到達する一般的基準も構想されている。この哲学

は商業による学芸の発展が可能にしたので商業社会は自らを超える契機を内包すると言える。

ヒュームの情念論は誇りの分析から始まる。誇りは虚栄心であると同時に高貴な徳の原理ともなる両義性を備えて、近代の人間論の中心を占める情念であった。ヒュームは誇りの対象と原因を区別して、誇りの形成を連合原理で説明するが、例えば「私が自分の家を誇りに思う」と言うとき、誇りの対象である自己と誇りの原因である家とは所有権により結ばれているので、因果による観念連合が働き、同時に家の美しさが生む快感と誇りの快感とは類似による感覚連合によってつながる。この説明で誇りの対象である自己と誇りの原因である諸々の卓越性という二つの構成要素がその後の道徳・政治論に持ったであろう意味を考えてみたい。最初に誇りが常に自己を対象として、原因も自己と密接につながることから自己意識の形成、個人の確立との関連を明確にしている点である。第二に誇りから独立して快感を生む原因を想定することで、何らかの卓越性を是認する客観的な評価の契機を誇りに含ませている点である。誇りは所有権のような自己への方向と評価のような自己から離れた一般性への方向を合せ持つ。また原因が誇りを生み出す主体となり、自我は誇りの客体となって原因に依存する。こうして誇りは性格としての誇り高い自我から誇りの原因についての評価へと重心を決定的に移す。ヒュームの誇りは何かについての誇りであって、ある原因となる性質を持つあらゆる人を是認する一般化される態度と自己がその性質を持っているという自己についての信念を含んでいる (Davidson 748, 750f)。一般的な認識を既に含んでいることで誇りは恣意的でない正当な自己評価につながると評価できるだろう。

この変化は貴族と宗教の崇高な誇りから商業社会に適合した誇りへの変化と見ることができる。ヒュームは利己心を捨て去った公共精神の誇り高さ、精神の偉大さを依然受け継ぎ評価しながらも、誇りは精神のあり方よりも自己と特殊な対象との結びつき、特に所有権を中心に置くことになった。死の苦痛を克服する貴族と宗教の名誉に、快を提供する私的所有権が取って代わるのである。誇りは情念として道徳的に中立の分析を受ける。虚栄心と非難するのでも大度と賞賛するのでもない。誇りの基礎はその原因の評価に求められ、主要原因となる所有物の美を判定する「趣味 taste」に依存している (T299)。趣味は商業がどのような人格を生むかを規定し、趣味により虚栄心か自尊心かその情念の道

徳的質が決まる。強調される誇りの条件は所有権の確立、快適・有益な諸財の充実、そのための技芸の進歩であって、誇りは商業によりその原因が多様化し、成果が早く現れ達成が比較的容易な身近な対象に縮小・穏和化することを得て安定する。誇りの原因である「奢侈 luxury」は生産活動と結びつけられて「生活の快適さと便益さの洗練 a refinement on the pleasures and conveniences of life」(EPM181) に転換され、征服、奢侈、腐敗のシヴィック的サイクルにおける英雄的誇りの破壊性と対照的である。ここで美は財の属性として個人の人格に関係付けられている。美は個人の快の感覚でそれ自体で正当化され、趣味の主観性に還元される。私的趣味の主観的差異によって開かれる多元的自由にヒュームにおける私的領域の確立を見ることがこの章の論点である。商業社会の誇りの主要原因である財と富は多様な「快樂と便益」を提供するが、趣味の主観性・複数性を肯定することは商業社会の個性、個人的自由に適合した誇りの理論を与えることになる。ヒュームの趣味論で趣味は各人の主観的で自己正当化される感情により構成され、「趣味の基準」は趣味を構成するものではない (Townsend215)。趣味の優先は基準による趣味の規格化を排して、主観的自由を保障するもので、ポリスでなく市場を公共性のモデルとするヒュームにとって意味深い。

『人間本性論』において誇りの分析で始まる「情念論」が、第一巻、「知性論」の「結論」での孤立した知性的自我の試みの放棄と社会的感情の安息にすぐに続くものであることから解釈すれば、ヒュームの誇りは自律した主体としての近代的な厳しい自我を示すとは思われない。他者との社交など日常の社会生活の提供する多様な身近な快を拒否しない「気楽な方法 careless manner」(T273) による哲学に自己意識が求められているのである。美は愛の原因ではあるが、誇りの原因としては難があることを、後に認めるように (T392)、彼の誇りは厳しい無理な矜持とは異なる。商業社会の財貨の提供する快の評価がその実質であろう。ヒュームで誇りが商業にとって依然重要といっても、誇り自体が貴族的な誇りとも近代的主体の自律とも異なっているのである。

誇りにより確立される自我は、孤立する知性のそれではなく、端的に言って、社会的慣習として生成する所有権の主体としての個人であって、所有、交換、契約を通して他者と交流し他者に依存する。誇りの自我論は所有権の安定と交換的正義からなるヒュームの正義論を予告するとともに、それを前提としてい

る。つまりヒュームは正義により確立した社会における人間の情念を分析しているのである。経済的自立が「個人の自由 personal freedom」の基礎であり、個人は財を所有し市場で自発的な評価・交換を行うことで自由と独立を行使できることに市場社会の長所がある (Stewart261, 297)。よって政治だけでなく市場も自由な判断が行使される公共圏となるのであって、所有権による誇りは人格の意識と重なる。分配的正義への反対は、「卓越性の不確かさが大きいのは、その自然の曖昧さと各人のうぬぼれ (self-conceit) とからであって」、徳に基づく再分配の基準は不可能で、かりに強行すれば社会の崩壊を招くというものだった (EPM193)。誇りが正当な自己評価を妨げる傾向が問題であり、自他個々人の道徳的評価には立ち入らないで、最低限の基準として権利にとどまる消極的な自由論に行き着く。ヒュームは近い利益を選好し遠い利益である正義を破る人間本性を改変する共和主義政治は不可能として、正義の実行に政府の目的を限定する。国内の諸利害から離れて無関心な少数者が正義に近い利益を持つ政治家として統治するのは (T537)、離れた統一主権によるブリテン国家統合の構想の一般化と見られる。

しかしヒュームの誇りと愛の議論は自他の卓越性の一般的な判断の可能性に基礎を置いていたことからすれば、ヒュームの個人は、正義の保障する所有権として、より私益の実現に適った合理的な形で、各自の欲望を単に解放・実現するだけでなく、正義の制度によって公平な判断が育成されて、自他の道徳的な適切さを判断する自由を持っていることにも注目したい。

マンデヴィルは誇りが社会の展開の過程で礼節の様相を帯び、道徳的な効果を予期せぬ結果として果たすことを示したが、そのとき政治家により恣意的に操作される対象として、情念を持つ人々の道徳的自由、つまり判断能力は不要とされるだろう。ヒュームはこの問題を指摘して「ある哲学者は全ての道徳的区別を人為と教育の効果として表現し、巧みな政治家が、名誉と恥の思念によって、人々の荒れ狂う情念を抑制し、公共善に向けて情念を操作するように努めるとした」 (T578) と述べている。ハチスンがマンデヴィルとの論争で主張した、全ての人の自然な社交性、道徳感覚を、ヒュームは形而上学を前提とする道徳と批判して、道徳の自然主義的説明をマンデヴィルから受け継いで人為的な慣習としての正義論に発展させたが、他方でヒュームは正義を政治家による恣意的で計画的な操作に求めるマンデヴィルの説明を情念の自然史としては不



十分と批判したのである (Hundert79, 85f)。この点ではヒュームはハチスンの各人に広く共有された道徳判断力という理念を自然史的に再構成したと言えるかもしれない。ヒュームはマンデヴィルを批判して、情念を公共善に誘導する政治家の策略に先行する「是認と非難の自然な感情」を強調する (T579)。情念が社会の中で他者との交流から反省を受けて道徳感情になるように、正義は、理性により前もって計画されたのではなく、社会経験の反省から合理的な利己心として生成する。情念を社会の利益に転向させる個別的な反省としての各人の判断の積み重ねとしての慣習が、政治家の全体的な操作・計画に取って代わっている。

道徳的判断を排除しないというのは、立法者が超越的観点から公共善について判断を下し個人の幸福を犠牲にすることを意味するのではない。後に見るようにヒュームの一般的観点は個々の当事者の個別的利益を参照するものであって、誇りの原因は「人格、身体の才能、衣服、装備、財産」(T288)と多岐にわたり「生活の快樂と便益 the pleasures and conveniences of life」(T311)にまとめられる多数者の日常生活のニーズを表している。私的領域での消費者のような一般の人々が自己利益を判断する能力の向上が情念論から道徳論への一つの課題であったと思われる。公平な判断は私益と両立しないのではなく私益を促進する。ヒュームの情念論は所有権の正義論だけでなく道徳判断も準備することで商業社会の要請に答えたと考えられる。無論、情念論が道徳判断の理解につながると言っても、情念は公平な判断を妨げる面も顕著であり、そこからは情念による自然的徳と区別される正義論が帰結する。ヒュームの情念論は正義論と道徳判断論という二つの方向を持つ。情念はその原因の評価において、正義による規制を要請するような偏った判断に墮することを認めながら、その原因である自他の評価を偏った特殊情念から公平で一般的な判断に高める状況を次に考えよう。

## 2 正義による情念から公平な判断への転換

ヒュームの分析する複数の情念はいわば人間の自然な社交性を形成する原理である。ピューリタンが熱狂的な敬神と公共精神に全ての志向を統一し、ホブズが利己心に還元しようとしたのと対照的に、ヒュームの情念論は多様な状況、レベルでの個々の情念の固有の機能を許容する。自然の情念の社会的効用

に一定の評価を与えながら、しかし彼はむしろそこに公平でない偏りを認めて、それから距離を取る。人為的な正義の制度の導入が彼の道徳論の力点であり、それによって自然な情念の偏愛性を克服することが彼の公共空間の本質である。正義論は非人格的な権利の確立にとどまり、個々の性格の評価を排除するものではなく、ヒュームの商業社会は正義の法秩序を基盤としながら個人は相互の性格、信用について自由な判断を行う。

誇り、名声愛、愛、尊重、同情、仁愛の諸情念の社会性とその偏った限界について整理しておこう。個人の意識を支える誇りは優れて社会的原理でもある。自我と原因の間の二重の連合から誇りの生成を説明する理論の補足としてヒュームが列挙する I から V の五つの要因は、情念に影響する比較、同感、一般的規則の三つの社会的原理の効果としてまとめられる。自我と誇りの原因の関係は自我にとってより緊密で (I)、特有で (II)、持続的 (IV) でなければならないという条件は、他者との比較の原理により内在的価値から評価がずれる事例である。次に他者により是認されるよう顕示的な関係でなければならないという条件 (III) は同感の原理の現れである。最後に不規則な情念に規則性を与える制度化の要因として、慣習による一般的規則 (V) がある (T290-294)。公平な判断への契機として見た場合、誇りは自己を特別視、例外視する傾向が問題となる。比較は自己と誇りの原因の間の特別な関係を強化して過大評価に向かう限り、自己欺瞞の増長から自由ではない。しかし比較は偏狭な判断の視野を拡大してその改善をもたらすことも期待できる。同感の効果も両義的で、一方で身近な同感自己欺瞞の増長をもたらすが、他方で広い同感他者の観点を介して独善性を反省することを可能にする。社会の慣習的な一般的規則は「あらゆるものの正しい価値 just value を確定する」ことで、安定した評価を普及させると肯定される。「これは情念の容易な産出に寄与し、一般的な確立した確率により、ある対象を別のよりも選好する際に我々が守るべき比率を指導する」(T294)。しかしこの一般的規則を特殊な状況を見落としたまま適用する危険もある。社会的な「正しい価値」と「内在的価値 intrinsic worth and value」(T302, 593) を誇りと幸福のずれとしてヒュームは問題にしている (T294)。そこで特殊状況を考慮して一般的規則を反省する哲学的判断が最終的に必要になる。情念の偏向を是正する慣習的正義の規則を反省的判断が是正することがここでは示唆されている。認識論以来ヒューム哲学を通じて一般規則と特殊状況の判

断は相互補完的な原理であろう (T147)。

名声こそは誇りの反社会性を抑制・転換させる道德の社会的契機としてマンデヴィルに注目された。しかしヒュームによれば名声は誇りの原因であって、名声が誇りを抑制する効果を認めていない。なぜなら名声愛の原理である同感も、誇りと同様に、自己との関係を基礎としているからであって、自己が受け取った他者の観念に自我の印象からの活気を伝えることで、同感が成立するには、自己と他者の間に類似、近接、因果の関係がなければならない (T318)。よって身近な同感には誇りの虚栄心の面を反省することなく増長させ、偏愛、党派性を生むという負の効果が懸念される。そこで同感の作用をいかに抑制するかという関心が出てくる。同感の親近性への依存から距離が緩和策として示唆されている。没落した貴族が友人から離れて見知らぬ人の間で暮らすことで同感による恥辱を和らげるという実例で (T322)、同感には友人との空間的距離と隣人の疎遠さによって弱められるのである。この「距離」と「見知らぬ人」の与える心理的効果からヒュームの志向する社会像を推測することが許されるかもしれない。一つには身近な関係と同感による共同体は空間的に限界があり大きな社会のモデルにはなりえないこと。次に同感の共同体は必ずしも幸福なモデルではないことで、その外に名声による誇りの動揺から解放された個人の自由な世界が広がること。「縁者と同国人の軽蔑に毎日さらされたときよりも、その状況のほうが自分は平気であろう」(T323) というように、見知らぬ人の間でこそ誇りと幸福の、卑下と不幸のずれは減少して、冷静な内在的評価が可能になるという点で幸福への誇りによる障害は減るだろう。ここから個人の自由、見知らぬ人の権利が保障される正義の法による政治が展望される。またこれはスコットランドの共同体よりもブリテンの新しい国家にアイデンティティを求める志向と見ることもできる。

距離は状況の変化による偏狭な同感への対策だったが、さらにヒュームにおいて同感・情念と対置されているのは自己判断とそれによる他者の判断の評価である。同感とは「最も偉大な判断と知性の人々にも見られ、彼らは友人と日々の仲間に反対して自らの理性や性向に従うのが難しいと判る」(T316)、「我々が自身の価値と人格を判断するとき」同感を通じた他者の意見により自己理解は混乱するというように (T321)、ヒュームは同感を情念の原理として判断に優位に対立させている。社会的名声は、個人というものを独立して考えにくいほ

ど、人格のなかへ入り込んでいるのであって、「人格」という概念自体が他者からの評価から構成されていたことを、「我々の名声、我々の人格、我々の名」(T316)のように個人の人格と社会的名声とが同義として並列されていることから読み取れる。しかし判断は、無差別にあらゆる他者の情念を同感によって受け入れるのではなく、他者の判断を識別して、他者の意見を是認するときのみ同感は誇りへの影響を持つことを認める。情念の原理である同感と対抗する「権威の原理」が他者の意見を評価・選択するので、「彼らの判断を我々に注視させる推論」(T320)というように知性的な判断に情念と劣らない役割をヒュームは与えているのである。同感原理だけでなく権威という知性的な契機にも注目すべきである。自己判断としての誇りは、同感と権威の両原理の協働と見ることができ、我々の自己評価は、他者による我々の評価を同感がもたらすのを、我々による他者の判断への評価を通して識別して受け取るという相互評価の複雑な過程を経る。我々は直接自己評価するばかりでなく、我々を評価する他者を評価するという回り道を取ることで、我々が評価する他者を通して間接的に自己を評価する。ここで我々も他者も他者評価をしていることになる。自己評価が相互の他者評価により形成されることは他者評価が自己評価の陥りがちな偏愛からより公平であるからだろう。

他者を対象とする間接情念である愛と憎悪は、商業社会での他者の評価に到達する情念であろうか。誇りと卑下は自己を対象の観念とすることで結びつき、愛と憎悪は他者の観念で結びつく。他方、愛と誇りとは同じ快の印象で結びつき、憎悪と卑下とは苦の印象で結びつく(T333)。よって誇りと卑下の組と愛と憎悪の組は対称的な関係にあるようだが、兄弟の徳から生じる彼への愛が私への誇りに容易に移行するのに対して、反対に私の徳から生じる私への誇りから彼への愛には移行しないように(T339)、自我に傾斜した非対称な関係が見られる。ヒュームはこのような情念の移行の可能性を想像力の移行の傾向により説明して、誇りから愛への困難な移行は、接近したものから遠いものへの想像力の移行の困難さによると説明する(T340)。こうした自我への求心的傾向が人間本性に認められるとき、党派性に対する公共性を持つ判断力としては、愛がその対象をどこまで拡大できるかという問題が基礎にあるようである。距離との関係で愛の諸情念を次のように整理できる。最初に「関係の愛」は原因としての他者の性質の評価を欠き、自己と他者の関係のみから生成する愛である。

血縁と祖国による「関係」、習慣が醸成する「親しさ」、「類似」が生気ある対象の観念を「容易な同感」により自我に提供して愛を生み出す (T354)。想像力と同感の身近な対象への偏向に支持された偏愛であり、親密圏の原理として日常生活に本質的ではあるが、独立した公平な判断の契機は排除される。

社会的情念のうち比較的広い社会の普遍原理となるのは、「富者と権力者への尊重 esteem for the rich and powerful」であって、誇りと対応して所有権を中心とした正義の社会秩序を支える。この尊重は直接その利益に参与する期待によるのではなく、「観察者」が同感により所有者がその財産から受ける快、つまり美の享受に入ることによるもので、「富に対する無私な尊重」と呼ばれる (T361)。同感とは、経済的自立を維持して従者とならずに間接的に富者の富の美を評価する方法であるので、「見知らぬ人の間 a company of strangers」での評価に拡大できることが公共圏の原理として重要であろう。「友情や善意」による近い依存関係の外での評価であるから、この同感とは自尊心と両立する。さらに観察者からの権勢者への同感に権勢家の幸福が依存するのであれば、彼の権力への抑制ともなりうる。徳への評価に富への評価・関心を対立させて後者を腐敗と非難するモラリストと違ってヒュームは富の同感的評価に万民の自立に開かれた道徳的な意味を認めている。商業が個人に経済的独立と自由を保障するという近代の解放の反対にあるのが奴隷制度で、ヒュームは主人との距離に応じて自由は増大することを主人と奴隷の間の「残酷な比較」が弱まるからだとして説明して、家内奴隷の方が政治的従属よりも過酷なことを指摘する (E383)。ここにヒュームの近代化の社会構想が推測される。すなわち離れた主権への服従は公平な法の支配をもたらし、私的領域での財を媒介とした間接的な関係は身近な人的支配を減少させ、所有物の快への同感からの評価によって社会階層が構成されることで不平等へのねたみは抑制される。尊重は愛と重なりながら異なり、畏怖、驚嘆の系列、遠隔な偉大な対象を評価・希求する情念で、真理愛と共通する一般性を持つことが注目される。

愛から同情そして仁愛へとつながる一連の情念があり、仁愛は前記の尊重よりも限定された範囲であるが重要な社会的徳であり、同感も新たな判断の原理としての展開を示す。まず確認すべきことであるが、同情と憐憫を生む同感に対して、悪意とねたみのような反社会的情念を生む比較が生じる範囲はヒュームの情念論において限定されていることが、愛＝同情＝仁愛の徳が働く保障と

なっている。悪意とねたみは他者を対象とするとはいえ、他者と比較される自我が隠れた関心の対象であって、誇りと悪意・ねたみとは表裏の関係である。誇りは名声欲により他者の意見に依存するという点で同感から比較は抑制されるということが言えよう。また比較は比較される二つの対象が程度や種類で接近している限りで可能であって、隔絶した対象間では成立しない(T377)。よって悪意とねたみのこの限定性は、自己からかけ離れた他者への対抗を排除し、富への尊重が支持する階層制度を転覆しない程度にとどまり、むしろ競争による相互の改善を促進する原理になると期待されるだろう。さらに比較原理は同感原理が伝える他者の苦の観念がある程度以上強くなると働かなくなるという重要な規定も自他の格差による比較の困難に発するものであろう。ここで他者の不幸が深刻であるか、あるいは痛切に同感されるときに仁愛の情念が働くことは、仁愛が普遍的原理というよりもある近さを他者との間に必要とすることを示す。ヒュームはハチスンのように普遍的な仁愛は求めず、利己心の方向を転換した正義を普遍原理とするのである。異なった疎遠さと広がりを持つ複数の社会の原理として諸情念がそれぞれの守備範囲を担当すると理解されていて、何か単一の原理に還元しようとはしない。

憐れみと同情、そして仁愛の情念の説明において、同感是他者の感情の単なる機械的な感染・受動に収まらないで、他者の幸福についての能動的判断に内容を深めていると思われる。ヒュームの用語で言う「広い、あるいは狭い同感 extensive or limited sympathy」, 「二重の同感 double sympathy」(T386-388)に彼の情念論での同感の判断の到達点を見ることが出来る。情念は変転極まりなく一時的で、その受動性が強調されて、利益にその欠点の克服が期待されたりもした。しかし「平行方向の原理 principle of a parallel direction」(T384)は情念の世界に一貫した方向性を認めて安定性を付与して、商業が原動力として解放する情念の世界を合理的判断と一致するものとして正当化する。相手の幸福への欲求という目的から憐れみと仁愛が複合するのは、利益の追及という一貫した目的から提携商人の成功には快感を、商売敵の成功には不快を覚えるのと同様に、この方向性の原理によるもので、ヒュームは情念の一時的な快苦の感覚よりも全体的な傾向、目的志向性に着目して正当化したのである。他者の苦痛への同感が弱いときは、直接的な感覚への同感にとどまるが、同感が強いときは「その人のあらゆる状況、過去、現在、未来の、また可能な、蓋然的な、確實

な、どれについても」想起する(T386)。後者の「広い同感」は対象との近さにより限定されるので親密圏の判断力となり、悪意でなく同情をもたらすのである。

これまでに見てきた愛とその変形の一連の情念をそれぞれの対象との距離に応じた社会原理としてまとめる。「関係の愛」はその範囲が偏狭で、社会の普遍原理ではなく、家族など親密圏を構成する。「富者への尊重」は所有権と身分制度を心理的に支える、普遍的な一般原理となる。尊重を生む同感とは、「広い同感」のような強度を必要としないで、同感が対象から離れて弱いときに対象の人物の快感を知覚するもので、浅く広く作用する。これは距離を取った観察者の判断である。富への尊重と貧困への軽蔑は貧困から経済発展に向かう商業社会の原動力となる情念である。これらの情念が道徳的墮落を引き起こす傾向、後にスミスが『道徳感情論』第6版で指摘することになる、その傾向はヒュームにおいても一つの同感、「広い二重の同感」によって補正される。同感が悲惨な貧困から鮮烈な印象を伝達するとき、不快感を超えて対象の人物の状況と目的まで理解することで、同情と仁愛を引き起こすのである。最初の同感が離れた観察者の評価にとどまるのに対して、この同感が生む情念は欲求であり、活動と関与に至るが、より強力な同感が最初に求められるので対象との近さが前提となり、尊重の普遍原理を補うように限定された領域で働く。接近した同感による仁愛の徳は一定の近さの範囲に限定され、他方、富への尊重は所有権を中心とした正義の広範な秩序の保持に協力するのである。

この二つの同感による尊重と仁愛は社会的な原理であるが、反社会的な情念、悪意とねたみを生む比較はいわば両者には含まれた形でその作用範囲を限定されている。比較は対象が離れていると働かず、尊重と軽蔑に譲り、近い対象が強い観念を伝達するときは専ら同感により同情と仁愛が生じる。比較は観念が弱くも強くもない中間領域でしか作用しない(T594, 595)。尊重は内在的な他者評価としての愛と自己との比較による卑下の混合であるが、「時にはねたみと憎悪さえ比較から生じる、しかし大部分の人にとって、比較は尊敬と尊重にとどまる」(T595)と尊重がそこに含まれた比較からねたみに転化する危険性を否定する。尊重を構成する情念のうち比重は卑下よりも愛にあるとされるので(T390)、自己に不利な状況では自己に目をむけないようにする機構が働き、ねたみの生成が阻止されると考えられる。悪意とねたみの限定性は比較評価が虚栄

心の衝突になることを防ぐ。このことは比較が評価の原理として認められ、市場社会の価値の源泉として安定することを説明する。

仁愛は狭い範囲で同感により作用することを認められたが、全て自然の情念は自己とその周囲への偏りから自由でないため、情念に依拠する「我々の自然の教化されていない道德観念 our natural uncultivated ideas of morality」(T489)はその偏向を助長することがヒュームにとっての大きな問題で、情念と正義のこの対立の理解が情念の上に道德をそのまま基礎付ける道德感覚学派との決定的な違いである。「公共の利益」への顧慮はヒュームの間人本性には想定されず、それを正義の動機とすることはできない。正義の慣習的制度の創設後に「公共の利益」は社会の保持に不可欠な正義に結びつくのである (T480)。正義の慣習による教化から公共の利益への共通関心が生じてくるのであって、ヒュームの正義論が情念論と自然的徳論の間に来る意義、つまり正義の規則による情念の文化的変容が強調される必要がある (Taylor6f, 19)。「利己心」のより合理的な実現の方法として同意された正義の形成論とは区別された、正義の徳としての認識論でヒュームは情念論の狭い同感よりも広範な「公共の利益への同感 a sympathy with public interest」に正義の徳の是認を基づける。彼は「不正が我々からとても離れていて我々の利益に影響しなくても、なお不快にさせるのは、それが人間社会に有害で、そして不正を犯す人に接近するあらゆる人に破壊的と考えるからである。我々は同感で彼らの不安を分かち持つ」(T499f)と説明する。混同を避けるために同感の用語について付言すれば、先ほど身近な対象への「広い同感」が同情を生むのを見たが、正義の創設後のこの公益への同感もヒュームは「広い同感」と称して「限られた寛大さ」と対比している (T586)。所有権の安定により確保される社会の維持を公共の利益として共有するようになることを出発点として、公平な判断としての「趣味」、「感情」が洗練される。ここにヒュームの公共空間の正義による創出を見ることができる。

正義を同感によって不正を受ける他者の感覚に基づけたことは、さらに正義による社会が不正に対して構成員が憤慨と抵抗を示すことを要請し、個人の対等な自立と自由を前提とすることを意味する。ヒュームは挑発的な侵害にも憤激の効果を示せないような依存するばかりの弱い存在は人道的な法の対象とはなっても正義には値しないとして、動物、アメリカ先住民、女性の例を挙げる (EPM190f)。ここで「このように不釣り合いな連合 confederacy」では正義の抑制



が無用となるという評言は強国と属州の関係を想起させる。

正義と怒りの情念の関連から正義論と「精神の偉大さ」の自然的徳が結びつくことが判る。正義と商業社会はヒュームにおいて崇高な徳を排除するものではなかった。他者からの尊重により自尊心としての誇りはスムーズに成立することになる。商業による洗練は「名誉の感覚」を失わせないと、ヒュームが商業に尚武の精神の喪失を見るシヴィック批判を反批判するとき(E274)、誇りはシヴィック的な徳までが商業社会でよりよく実現されるとする弁明にとって重要であろう。誇りと愛は原因の生む快感によって組み合わせられてきたが、ヒュームの最終的な評価は両者の非対称性を強調する。つまり誇りの原因として快適さに偉大さが加えられたのである。ここでヒュームの情念の性質に関して、単に快・不快だけでなく、壮大さ・矮小さという価値の次元が明らかになる。誇りと憎悪が「精神を活気づけ高める」情念で、愛と卑下は弱める(T391)。愛と尊重の区別は尊重の対象は自分にあれば誇りを生むが、愛はそれほどでない。誇りよりも愛を生む傾向の強いのが善良さ、寛大、美などで、これは商業による穏健化、人間性の洗練の効果と重なる。崇高な偉大さは、ヒュームの正義の前提となるとともに、商業が促進する学芸の進歩に結びつく。尊重は容易には到達できない偉大な対象への感嘆、真理愛とつながるからである。偉大さをヒュームはストア的自己規制と貴族の精神よりも哲学の精神に求める。

さらに広範囲の対象に作用することを見た「尊重と賛嘆」は偉大な距離によって増大するのであり(T432)、ヒュームにおいて富と徳は対立せずに、精神が反対に抗して追及する崇高な目標とされていることは、彼の商業論がいわゆるブルジョワ的価値観による貴族の精神の置き換えというよりも、後者の名誉を商業により再構成する試みであったことを示す。離れた偉大な対象への情念は精神を活気づけ広くする試練から説明される、「反対は精神を広げるだけでなく、精神は勇気と高邁さに満ちているとき、反対を求める」(T434)と言われている。想像力における高さや偉大さの連想も下降する動きに慣れている想像力が上昇に対して感じる困難から説明されて、「徳、天才、力、富はこの理由から高さや崇高さと結びついている」(T435)とされ、商業は偉大さを追求する他の活動と同列に置かれている。

正義の制度、それを補強・改善する国家主権、商業と学芸は自己の特殊な観点から自由な精神の偉大さを広げて公共空間の条件となる。正義の是認で「公

共の利益への同感」とされた不正を受ける他者への同感にヒュームが徳一般の是認の説明で対象の遠近による同感の偏向を是正する「一定で一般的な観点 steady and general points of view」(T581f) と呼ぶものと一致する。道徳判断において当事者の親密なこの観点が必要な理由を、コーホンは道徳判断が客観的な判断を伴うことに求める。それは性格評価、つまり性格が本人や周りの他者に及ぼす効果についての因果判断、殊に誇り、愛、卑下、憎しみを生む性格の力能についての判断である (Cohon840)。さらにコスガードは同じ問題を詳細に論じて、人格とは活動の原因、本人と他者の幸福・不幸の原因であって、因果は規則的な観察者において成立するので、人格評価は規則的な観察が可能な狭い周囲の人々の観点に入ることを要請すると説明する (Korsgaard29f)。ヒュームでは正義の確立後洗練される公平な判断の感情は愛や誇りの諸情念を是正するのであって、愛と正義は無関係に切り離されておらず、愛に値するかどうかについての公平な基準を求めるのである。

情念から道徳判断への展開はその一方向だけでなく判断から情念へ再帰して、誇りは「自分の長所を自覚させあらゆる計画と事業で自信と確信を与える適切な度合いの誇り」(T596) と徳として捉えなおされる。「英雄主義、軍事的栄光」は社会的効用に関する離れた冷静な判断により否認され、その快適さへの直接的な同感の支持は退けられる。ヒュームは「帝国の転覆、属州の荒廢、都市の略奪」に言及しここに世界帝国批判が現れている。正義の慣習は主観の偏向から自由な離れた判断を育成して、ヒュームの公共空間は自他の性格評価によって幸福への安定した期待が保証される世界となる。一般的観点と言っても当事者の狭い周囲でも複数の見解がありうるし、その外から受ける同感による変化にも開かれているだろうから、実定的な真理として固定的には理解できない。複数の意見の間で再定義され続ける非決定性が強調される (Williams99)。一般的観点による広い同感に親密圏で相互の期待をめぐって規則的になされる会話を見知らぬ人々の広大な社会にまで広げるのである。ヒュームの道徳論が観察者からの判断論という性格を持つことは、統合後拡大し見通しのつかないイギリスの公共空間での情念のやり取りの交通整理をする必要に応える面があったのである。

### 3 哲学者・雄弁家と公衆

ヒュームの構想する公共空間の具体的な構造をその指導者としての哲学者と雄弁家と公衆の関係を見ることで考えてみよう。彼の時事的な評論と歴史書自体が偏見を修正して公共空間を形成し改革する意図を持っていたことは明らかで、彼は『スペクテーター』以来の評論という形式の持つ社会的意味をよく自覚していた。学会と「会話の世界」の断絶を批判して、評論を引っさげた自己を前者から後者への居留民か大使として両世界の相互交流と依存を促進すると声明する (E535)。もちろんここでヒュームは学者の世界に帰属し社交界を批判する自由を保持するが、同時にここでの彼のスタンスは哲学批判にもなっていることに注意すべきで、社交界が提供する「会話と日常生活」を超越しようとする哲学への穏やかな懐疑主義を見ることが出来る。哲学者は公衆に反省の視線を向けるとしても、公衆を反省のための基礎として重視する。哲学批判としてのヒューム哲学は会話の公共空間と本質的に結びついている。

ここでのヒュームの用語は学会や社交界を「国家」、「帝国」など国際政治の単位になぞらえて表現している。評論での諧謔であるが、「居留民か大使」、「貿易収支」「国家の主権者」、「会話の帝国の主権者」といった語句が散見する。ヒュームの評論で結合する学会と社交界は国家主権の下の中間集団であるが、公共性が国家主権から公衆へ転換するこの時代に主権国家の公権力がある種相対化する公共空間の地位をこれらの領域が達成しつつあったと読むこともできる。国家にとって国際関係での他の国家、特に世界王国からの脅威があったが、同時に公共空間からも、主権を要求せず次元が違うので共存できるが、新たに批判的自由の公的領域として挑戦を受けていたのであろう。本論が国際政治、主権国家、公共空間の三層に着目する理由である。

公共空間は学会と「会話の世界」とに二分されたが、別の評論でヒューム自身が認めるように (E114)、少数の天才と社会の趣味の間には相関性がある、文明史の一つの段階に結合するように哲学者と公衆の判断には連続性が認められるはずである。さらに社交界も単一ではなく趣味の洗練の様々な度合いで識別できたであろう。ヒュームは「趣味の繊細さ」が「愛と友情」の親密圏をより選択的にして、「選択を少数の人々に限り、大多数の人々との付き合いと会話には無関心にする」(E7)と認めている。趣味の洗練は「狭いサークル」に広い社会から退出する方向を示し、社会の一般的な偏見から距離を取り反省する

ことで公平な判断を高めようとするのであろう。一般規則と比較の支配から自由に特殊状況と内在的価値を見つめる哲学者の判断はこの例であるし、先に見た当事者の視点に入る「一般的観点」もそうで、共同体から差別される少数派の差異への権利はこれにより理解できよう。反対に公開性を高めて広く社会に出て自己と異なる多様な意見に出会うことで自己の偏見を克服して社会の一般規則に近づく方法もヒュームは示して次のように述べる。

我々は毎日我々とは違う状況にいて我々が自分の特殊な状況に絶えずとどまっていたならば、我々と了解できる形で会話が出来ないであろう人々に出会う。だから社交と会話での感情の交換はある一般的で普遍の基準を作らせ、我々はそれによって性格と作法を是認や否認したりするのである。

(T603)

両者は方向は反対であるが、前者は社会の偏りから距離によって、後者は自己の偏りから他者の差異によって解放されようとする試みで、公平さを目的とすることは同じである。

ヒュームは「市民的自由について (旧題：自由と専制)」で学芸の進歩に対する異なる政体の影響を社会の文明化のマクロ的史観によって相対化した。「市民的自由と絶対政府」の相違を無にするような商業の展開などの「強力な革命」に着目したのである。彼の文明史は歴史主義的決定論ではないので、これは政体論を文明史で克服したというよりも、政治制度を構想する人間の自由を文明史の必然的な構造変化で修正するものである。次の評論「雄弁について」も人間の文化の歴史的变化(「習俗、習慣、意見」)を概観することから始めて、興味深い情念の分類をする。つまり「利益と野心、名誉と羞恥心、友情と敵意、感謝と復讐」は変化しにくい情念でこれらを原理とする政治史では相対的に斉一性が顕著であるのに対して、学芸の原理である「感情と知性」は「教育と模範で容易に変えられる」ため、時代ごとに「趣味と機知と思弁的原理」はより変化する(E97, 98)。経済も利益という普遍的な情念によるので法則化しやすい広範な作用を及ぼす点で政治制度と同じである。文明史で「社会学者」、ヒュームが学芸の進歩を知識社会学のように被決定的に理解する傾向を強調するのは一面的で、ここで明らかなように彼は「教育と模範」による人間の活動を強調し学芸の自由を主張する人文主義に立って、学芸の独自性を説いているので

ある。このキケロの人文主義の伝統が近代の洗練に対して雄弁の衰退を批判する「雄弁について」で見られる。近代の理知的弁論よりもデモステネスとキケロの古代の崇高な雄弁をヒュームは好むが、この雄弁論に彼の哲学の特質と政治的役割を読み取ることができる。政治の情念が変わりにくく、政治が停滞するのに対して、学芸が努力による改善に開かれているとすれば、学芸の進歩を政治の改善に生かすことが考えられ、その時、雄弁術は両者の接点となる。ヒュームの雄弁論を通して公共的な言論空間の階層的構成を明らかにしよう。

ヒュームの文明史の枠組みと雄弁論は対立して、近代の擁護と古代の雄弁の復活は矛盾すると理解するのは (Potkay60, 73, 99), 必ずしも正確ではない。むしろ彼は近代の商業に起因する「偉大な勤勉」と学芸の進歩そして「民主的な政府」は雄弁に好都合な条件を用意したはずと見ているのであって (E102), 近代に抗して雄弁の再生を主張するわけではない。したがって雄弁の発展の客観的条件は近代に減少したとすることはできない。ヒュームは近代における雄弁の衰退の原因とされる次の三つを反駁する。つまり、法律の複雑化、聴衆の良識の進展、そして古代のような無秩序と大犯罪の減少である (E102-106)。これらの構造的原因を否定するヒュームの文明史は歴史主義的決定論ではなく、人間は歴史の傾向に盲従するのではなく古代の雄弁の復活を試みる余地が残されている、いやむしろ本来増大しているはずと解釈していて、文明史による説明が現状肯定に堕さないで近代のある傾向を識別し批判するための規範となることが判る。ヒュームの雄弁論は反近代的であるどころか、本来近代はその発展の環境を提供すると見るのであって、これは政治的徳に好適な条件としての商業社会論の一環である。彼の雄弁論は制度や状況を見捨てて個人の精神的努力を説くモラリズムに陥っているわけでもない。

例えば、法律の複雑化と「近代の慣習」による聴衆の良識とが情熱的で崇高な雄弁を抑制するという説明は理性による情念の抑制に代わる外的状況による効果的な情念の抑制として興味深い。これに対する反論でヒュームは「司法的 judiciary」弁論と「討議的 deliberative」弁論の区別によって法律が支配する法廷に対して議場を規則でなく自由な判断による説得の空間とする。ヒュームの雄弁は特殊な法知識の権威でなく「衡平と常識 equity and common sense」に訴える政治的言論なのである (E102f)。さらに「雄弁家がアテナイ人の趣味を作ったのであって、その逆ではない」ように、聴衆の趣味に規定されるのでは

なく雄弁家が聴衆の趣味を形成すべきとして、雄弁家の「近代の慣習」に対する主導性を強調する (E104, 105)。

ここからヒュームに個人の主体性を見ることができそうであるが、しかし彼が社会の傾向に抗して説くのは理性ではなく情念であることに留意しなければならない。そもそもヒュームの反理性主義的な知性論では、信念は知覚の生氣に求められて情念と想像力との協同が説かれていたのであって、雄弁が説得を目的とする以上、ヒュームが理知的な論証的弁論の傾向に抗して情念の契機を強調するのは自然である。情念を介した雄弁家と公衆の関係をさらに見直して、ヒュームにおける雄弁家=哲学者の政治的意味を明らかにしよう。雄弁と哲学を対立させるのではなく雄弁を諸学の総合と見るキケロに同意したヒュームにとって、むしろ哲学に対して雄弁は政治社会の人々の情念と言論の空間に適応した判断を与えるので、哲学は雄弁を媒介にして公衆に依存する面もあることを否定できない。

ヒュームが復活させようとする「崇高で情念的な sublime and passionate」(E 108) 雄弁は雄弁家を公衆に対して両義的な関係に立たせるもので、それは政治的判断として実践することのできる彼の哲学に特徴的な日常生活へのスタンスを表現する。雄弁の崇高さを情念の高揚として、「崇高で」と「情念的な」を同義反復と読むこともできるが、ここではこれらの語を対照的な意味に取ることによって雄弁と政治的判断に連なる彼の哲学の複雑な構造を理解したい。一方で崇高という点でヒュームの雄弁は社会から乖離する。彼は雄弁の衰退の原因を文明社会への変化ではなくて「古代の雄弁の高さに到達できないか、もしくは近代の会議の精神に合わないとそうした努力をみな拒絶する、現代の演説者の天才と判断力の欠如」(E106) に求める。ここから読み取れるように、雄弁の崇高さは「天才と判断力」にある。さらに崇高と判断の関係を考えていくとき、部分を「全体の観照」により、つまり「全ての状況と関係」に照らして、判断する道徳判断の特質から、この全体性に雄弁の崇高さを求めたりヴィングストンの解釈が参考になる (Livingston88f)。ヒュームが「比較と反省」(E107) による趣味の改善を説明することから、崇高な判断は「比較と反省」の方法に具体化される拡大されたコンテキストに対象を置き評価する広大な視点から生み出されるのである。偏狭な視点による「偽りの趣味」から「正しい趣味」を識別して聴衆を教導する (E107) のもこの崇高な判断である。

しかし他方で雄弁が社会の習俗から無限に高く離れるかのような動きは、雄弁家が一般の聴衆と共有する情念に戻ることで抑制される。雄弁が「情念的」であることがピューリタンの説教に見られたような主観の熱狂を防ぐのである。つまりこの情念は社会的情念であって、共通感覚の意味を持つことに注意しなければならない。雄弁家の「正しい趣味」と聴衆の間の格差が強調されるのではなく、前者を「模範 example」として後者の趣味は容易に改善可能とされているので、ヒュームは「詩や雄弁における偽りの趣味が誰か人々の間に広がる時、比較と反省を経ても真の趣味よりもその方が好まれるということは、めったにいや決して見つからない」(E107)と述べる。雄弁家は稀であり凡庸さからの卓越という差別化の原理に立つが、それを評価する能力は平等にあらゆる人に備わっているとヒュームは考えるのであり、ここに一般の聴衆は安定した趣味の基準を提供する公衆となると言えるであろう。公衆の趣味の判断力の根拠は「あらゆる情念、あらゆる感情 sentiment の原理はあらゆる人の中にある」(E107)ということである。一方で「正しい趣味」を意味する「感情」が同時に「情念」と互換的といえるほど接近するのも、雄弁家と公衆の相互関係を示唆している。学芸の中でも雄弁術の情念を介した公共性を強調するヒュームは「雄弁術は、単に公衆そして現世の人々に向けたものに過ぎないので、いかなる口実を設けても、人民からより洗練された判定者に上訴することはできず、無条件で無限定に公衆の評決に従わなければならない」(E107)と説く。

雄弁は共有される情念と関わることで、人々に共有される公共的世界に繋留されるのであり、ここから古来雄弁術が政治に本質的な市民の技術とされてきたことが理解できる。ヒュームの雄弁が理知的推論よりも情念の感動を志向するのは、彼の哲学が社会的情念により社会の日常性と慣習の世界に接点を保持して思弁哲学の熱狂を批判することとつながりがある。哲学や宗教に政治を従属させる超越論がいかに破壊的な政治的效果をもたらしたかはヒュームが力説するところである。この熱狂も崇高を呈するが、我々はこれを偽りの崇高として、雄弁において社会的情念と結合する崇高から区別しなければならない。雄弁術としてのヒューム哲学は社会の慣習と世論を基本として受容しながらその改革を反省により試みる。ヒュームの政治思想において雄弁論は言論の自由論の論拠を提供すると言え、政府の権威を公論に基づける政治観も以上の行論で理解されよう。哲学者＝雄弁家＝政治家と人民の間の両義的な関係を「崇高で

情念的な」という形容は示すことが明らかになった。さらに公衆という形で人の判断力を普遍化したことは、雄弁家と人民を必ずしも隔絶した形で分けるべきではないということかもしれない。公共の事柄から喚起される情念を伝達する雄弁は全ての市民が判断力を使って参加する共和国の政治を期待する。法学の専門知識と対照的にアテネの民会で討議された「国家の問題」つまり「共和国の自由、幸福、名誉」(E103)に関しては、少数者による指導・修正も必要としても、多数者の感性的判断で十二分に判定できる。ヒュームの雄弁の情念論は階層化を越えて公衆という形で市民の普遍化を展望している。「弁論家は彼自身の天才と雄弁の力により怒り、憤り、哀れみ、悲しみでまず自分自身が興奮し、そして次に聴衆にその激烈な情動を伝えた」(E104)という古代の雄弁の叙述で、同感による情念のコミュニケーションは対称的で、市民を祖国愛の公共精神でまとめる参加のシヴィック的自由が、古代共和国のように市民階層に限定されることなく、全ての人間を包括するように拡大されている。情念と感情の原理は「あらゆる人」にあるのだから。確かに近代の共和国の代表制は政治への直接参加と雄弁の重要性を相対的に低下させた (Wootton13f)。しかし、さらに以下に見るように、ヒュームは雄弁のコミュニケーションの場を商業が洗練された感情の判断力とともに用意する会話の公共空間において確保し、連邦制などにより人民に近いレベルに代表制をとどめることで参加の契機を組み込むよう制度的な努力をしている。

#### 4 商業共和国の精神と制度

商業、経済発展は人々の判断能力をどのように改善するだろうか。この章ではヒュームの政治経済論からそうした精神的影響からの経済正当化論を求める。それは哲学が商業社会で担う政治的役割の宣言でもある。「商業について」の序論は『政治論集』全体の序論でもあるが、そこで経済と哲学の関係が言及されている。政治についての公共善のあり方から二類型が提示される、つまり公共善が多数の要因の一致に依存する場合とそれが偶然や少数者の気まぐれに依存する場合である (E254)。これは内政と外交について言われているが、同時にこれは古代の政治と近代の政治のあり方にも当てはまると思われる。経済の政治との係わり合いから複雑な利害関係と諸制度の上に立つ近代の政治では複数の要因を考慮に入れて一般化することで「物事の一般的な経過 the general



course of things」を見据える広い視野が対応する。個別状況における気概だけでは長期的展望を欠き、複雑な問題の適切な処理は無理である。この大局的な見地から事態の動向を推理することが「哲学者」と「政治家」の両者の仕事とされていて、経済において哲学は重要な政治的役割を認められている。さらに言えば、近代の政治への転換は、外交と内政のずれをはらみながら、例外性、偶然性を排除して規則性への圧力を意味すると見ることもできる。

経済の進展の一般的な方向の認識は特殊利害の介入を批判し改革の方向を示唆するのであり、人間が習俗と意見、思考法次第で変わりうるという主張は (E255f)、哲学者による意見の改革を意味すると思われる。ヒュームの商業・奢侈の見直し論は「我々の政治的・道徳的感情を新たに規制しなおす」(EPM181) 試みであり、古代共和国の政治から経済と結びついた近代の政治への転換を行うものであった。経済の効果を柔軟に生かす改革に対比されているのが、商業と奢侈に敵対的な古代の政治の暴力性であって、国力と臣民の幸福を対立させて捉えて、一般的な自然の傾向に反するとされる。「主権者はあるがまさに人々をとらえねばならず、彼らの原理と思考法に暴力的な変化を導入しようと主張することはできない」(E260)と批判されている。これと比較するとき「商業の穏やかさ」がよく理解できよう。近代の政治は商業と奢侈により臣民の生産力を刺激、増強し、主権者は戦時にはその労働のストックを戦力に振り分ける戦略で、国力と臣民の幸福を一致するものと考え (E262)。この商業論は同時代の商業による自由な帝国としてのイギリスのホイッグ体制イデオロギーに対応しているが、公共のために私人を犠牲にするという発想から離れて商業は両者の和解をもたらすのであり、ヒュームの経済論は私人の利益と両立する公共哲学となっている。ここで公共の具体的内容は国家であり、商業を反国家的と見る共和主義と国家を目的とする想定は共有した上で商業をその有効な手段ということを説得するのであるが、商業の私的幸福が公共的位置を与えられたことで公共の範囲は拡大されたと言える。

ヒュームの哲学的精神は原因と付帯的結果を正しく識別することを任務とするが、その一例が彼の貨幣論である。『人間本性論』で慣習による因果の一般規則を判断により修正して原因を識別する方法を説いたが (T148)、複雑な因果の連鎖からなる経済現象こそこの方法の適用されるべき領域で、経済での「推論方法」の実践による改善が公共の事柄の指導において持つ有用性を彼は強調

している (E304)。「貨幣について」で課税により軍事力を整える近代国家にとって重要なのは貨幣量ではなく、貨幣の流通であって、その原因は「習慣と習俗の変化 a change of customs and manners」に求められる。ヒュームの政治経済学にとって自給自足や物々交換を特徴とする「最初のより未開の時代 the first and more uncultivated ages」の「素朴な生活様式 the simple manner of living」と「生産と洗練の時代 times of industry and refinement」, 「生産と広範な商業の時代 times of industry and general commerce」の対比は根本的で、後者において市場での交換と貨幣の全国的な流通が展開し、流通する財貨量の増大とあいまって、物価は漸落する。この市場社会への展開により国家は課税により容易により購買力のある貨幣を徴収することができるようになる (E291-294)。これは商業の展開が持つ国家的利点の説明につながるものである。ここから彼の理解する政治権力は、通貨量の増減で経済を恣意的に変える能力よりも、広く社会の歴史的な展開によって規制される面を重視して自己限定することでむしろその増強をはかるであろう。

ヒュームによれば同様に貨幣量ではなくて商業による「生活様式の変化」が原因とされるのは、利子率の高低である。彼は商業が「勤労」と「節儉」の習俗をもたらすことで、商人から貨幣の需要に応じる資金を持った「貨幣階級 the monied interest」が形成される歴史変化を描く (E301)。貨幣量の増加は、利子率の低下とともに、この商業化の結果であると、経済の変動を大きな歴史的变化の中で説明する。貨幣は経済の主体ではなく、人間が行為主体としてその特定の精神が問題にされていることが特徴である。「快樂欲 the love of pleasure」に対する「獲得欲 the love of gain」の優勢 (E301) はヒュームの商業と技芸洗練の精神は単なる快樂欲よりも高度で複雑な内容を含むことを示唆する。この精神は社会的な慣習として共有されて歴史的に生成される習俗と重なるが、貨幣に対してそうした精神を強調することは彼の商業論の背後にある人間論をシヴィック・ヒューマニズムと対比させる従来の視角の一面性を明らかにする。むしろ徳と誇りは商業の活動的精神と結びつき、生産的活動の基盤となり、快樂欲と怠惰と対比すべきであろう。商業化の過程で商人に特性的なコスモポリタンの能力が指摘されていることは、ヒュームの正当化する商業社会が開花する人間の能力を具体的に示す。「人々の生産活動が増加し、彼らの視野が拡大すると、国家の最も離れた地方同士が近隣の地方と同様に助け合い、善意の交

流が最大の広がり複雑さに至るまで行われうることが判る」(E299f)。商業社会が開発する能力は空間的な距離を越えて相互の必要の合致に気づき交換の媒介となる商人の広い判断である。貨幣を原因として重視する見解は経済の前提となる文明化の過程を軽視することになり、商業の道徳的効果を抜かす危険があるのでヒュームには受け入れられなかったということがあろう。

公共精神による古代の政治と獲得欲と勤労の精神に訴える近代の政治経済はともに情念を通した統治術という観点から比較されている。無理な公共精神による政治が求める人間本性の暴力的な変革は「あらゆる種類の徳を授けあらゆる種類の悪徳から解放するような人間の奇跡的な変容」(E280)と対応する。このような超越的な哲学による変革に代わる代案として商業と技芸の洗練(奢侈)がもたらす人間性の改善が説かれているのであって、ヒュームの哲学は経済の側に立ち超越的な哲学を批判する。ただし近代の政治も相当な緊張を人間本性に強いることになるのは見過ごせない。ヒュームの改革は人間の性向に沿ってより自然とされるが、勤労な個人の設定は怠惰を野蛮として排除することを伴うのであり、ありのままに人間を置いておくのではなく、長期的には革命的な変化をもたらす。すでに人間は意見次第で変わりうることを前提した以上、何が人間にとって自然で普通の傾向で、何がそうでないかは当然視できないと言ふべきであらう。論理的にはどのような価値観も成立しうはずである。

したがって商業による人間の力能の急激な変化を文明化として評価することがヒューム人間学の商業社会論としての主題となる。ヒュームの情念・道徳論と経済論を商業段階のダイナミックスを記述したものとして、経済の拡大を正当化する道徳習俗の変化を読み取ることが可能である。人間の活動的能力は開花、活性化して誇りと名声は商業活動の原動力に認められる。「奢侈」を「諸技芸の洗練」と見直してその公私の領域での幸福と徳への効果を見るヒュームは人間精神における経済活動の効果を活写する。洗練の幸福への効果の考察に先立ち、彼は幸福が「活動、快樂、遊惰 action, pleasure, and indolence」(E269)からなるという通説に依拠するが、特に活動を強調したこの幸福観はそれ自体商業文明の反映であって、「勤労、知識、人間性 industry, knowledge, and humanity」(E271)の商業の効果がこれと一致・促進すると論じるのは循環である。しかし文明化の三つの関連した効果はいずれも人間の精神を活性化させ判断力を向上させることを約束する。生産活動、技芸の精励を通して「精神は新しい活

力を獲得し、その諸力と能力を拡大する」(E270)。ヒュームの時代は機械的な作業が知力を阻害することを懸念するよりも未開と技芸一般とを対比する段階であったのであろう、彼によれば技術の向上は学芸の向上と連動し、次の彼の評言はスコットランドの経済発展と啓蒙思想の相関性を指示するかのようと思われる。

人々の精神はひとたび惰眠から目覚め活動に入ると、すべての側面に向かいあらゆる技芸と学術に改善をもたらす。深い無知は完全に排除されて、人々は、行動し思考する、また心身の快を高めていく、理性的存在の特権を享受する。(E271)

ただし商業の「解きたい鎖で接合された」という「勤労、知識、人間性」の三者が調和した発展をするのか疑問はあろう。商業の発展は学問の向上の必要条件ではあっても十分条件ではないことは、前者が多数者の「獲得欲 *Avarice or the desire of gain*」によるのに対して後者は少数者の「知識欲 *curiosity or the love of knowledge*」によるため確実な進歩を期待しにくいこと (E113) から確認できる。人間性の洗練を促進する社交性も知識の向上と確かに相関関係にあり、人々は「知識を受け取り伝えること、機知と品格を示すこと、会話と生活で、衣装と家具で趣味を示すことを好む。好奇心が賢者を、虚栄心が愚者を、快樂は両者を引き寄せる」(E271) と言うように、社交・会話は知識を反省する機会を保障するので、反省的な判断力の育成に不可欠な領域を提供するのだが、他方で愚者も虚栄心と快樂で社交に向かうように、知識と人間性の間にずれも垣間見られる。

しかしここで特に注目すべきは、ロートワインが指摘するように、経済活動と知識愛との情念の類似性である (Rotwein, xxxvi)。ヒュームによれば「真理愛 *curiosity or the love of truth*」の快の主要原因は知識の社会的効用よりも探求自体、「精神の活動、天才と知性の行使」にあり (T450f)、さらに「真理愛」は哲学や宗教の陥る党派的偏りから自由であった (EHU40f)。困難を克服することで精神の活性化を享受することは両者に共通するものであり、「活動 *exercise and employment*」(E303) 自体が欲求の対象となる。またヒュームは地主の怠惰な消費生活に見られる快樂欲と商工業者の勤勉な獲得欲を明確に区別する (E298,

301)。商業活動自体が知性の活性化に一致すると評価されているのであり、商業と学芸文化の相互促進が認められる。対象に執着しない真理愛と共通する経済活動は、その物欲としての特殊情念から離れて公平な視点に向う可能性を示唆する。学芸と技術とは同一の語で表現されることを生かしてヒュームは商業段階の社会の諸現象を包括的に関連させようとする歴史的な理解をしている。さらに商業の結果である社交性は他者の観点を介して反省的な自己評価に回帰するのでここでも商業は公平で冷静な判断の涵養に資すると期待できる。

ヒュームの理解では、三つの洗練の効果は公共面でも好ましい効果をもたらす。つまり生産活動は国力の蓄えを増大させ、知識は法・政治制度の改善につながり、人間性は政治の穏健化、権力の抑制を生み出す。伝統的な奢侈理解では経済の政治への効果は、公の私化、腐敗と批判されたが、私が公と結びつくことが肯定されることで私的生活の洗練も含むように公共の範囲は拡大する。ヒュームは奢侈と徳を対立させるシヴィック的伝統に反対して、技芸の洗練は、心身を弱体化するどころか、むしろ名誉の感覚を活気づけて軍事的徳、「尚武の精神」までもが規律により強まることを述べる (E274)。彼は奢侈による腐敗に帰されてきたローマ帝国の衰亡の解釈を否定して、統治制度の欠陥と「無限の征服拡大」に帰し、奢侈にはそのような傾向はなく、貨幣愛を抑制する「名誉の感覚と徳」は「知識と洗練の時代」に高まるとした (E276)。ここに商業共和国と世界帝国が対立している。シヴィック的枠組みの見直し、商業と徳の両立の主張は、それに伴い徳や名誉がどう変容したかを識別することを求める。名誉が激越な貴族の精神からは穏健化したことは政治の穏健化から理解できるが、さらにこの変化の内容は自由の担い手の変化にも読み取れる。

自由の担い手は、闘争し合い社会全体を無秩序に引き込み貧農を隷属させた封建諸侯から、生産活動で富裕化して権威と独立を獲得した「中産層 middling rank of men」に移行した。後者は所有権を保障する平等な法を要求して下院という言論の制度を通して公共空間を構成する。自由は実体が党派抗争に他ならなかった貴族の政治的自由から中産層の市民的自由に重心を移した。下院の勢力は庶民の財産に由来するというハリントンの理解から所有権が商業と学芸洗練の時代における自由の要となることが示される (E277f)。商業がもたらす自由の進展の社会変化はスコットランドが合邦で連合王国の主権による法の支配から市民的自由を期待したことと一致する。商業の発展による所有権の変化は

中産層に対して個人的には上位者に依存・隷属するほど貧困でなく下位者を威圧するほどの権勢でもない、自立に適度な均等さで分散されて、個人の自由を社会的に基礎づけるとともに、中産層全体には封建諸侯の独立した権力を圧する権威の集中を可能にしたのであり、議会主権の強化が公共的な自由、つまり自由な政府の進展と表裏の関係にあることに注意すべきである。さらに中産層は商業と社交の結果、知性的で反省的な判断力を持っており彼らの自由な判断による言論が政治を支える。学芸の進歩が制度の改善をもたらした結果として、公共的徳はより制度化、知性化されて、複雑で巧緻な制度と広範囲に関わる問題状況を理解する冷静な判断力としての性格を強める。

さらにヒュームは技術の生産物が多数者に行き渡ることが望ましいと、生産の拡大が市民間に均等な財の享受をもたらすことを国力と私人の幸福から求める (E265)。ここで「市民間の過大な不均等は国家を弱体化する」と言うようにシヴィック的言説が見られるが、商業は技術の多数性により多数者が富の分配に与ることができて、より多くの人に判断と言論の条件を整えて複数の人々の間の対話という民主的な契機を提供しうることを商業の政治的効果として評価できよう。すでに見たように、ヒュームの幸福観は「活動、快樂、遊惰」の複数の組み合わせからなる点で多元的なもので (Rotwein, xcv), 幸福を特定の一つの観点から哲学者が指定して強制することを自然の多様性に対する傲慢と批判した懐疑主義も彼の多元主義を示すものである (E160)。商業社会は技芸の洗練、多様化、専門化が複数の幸福への過程を多数者に開放することでより一層社会の多様性を促進すると考えられよう。そして富の拡散は多数者に幸福の物質的基礎を供給する。専制君主制は必ず平等を妨げるが、自由な政府が平等を保証するとは言えない。よって過度の不平等を是正することが上記の国力と私人の幸福の間の相互依存の実現の条件となるのであり、世界王国の専制による富の集中化、大多数の貧困化はその阻害となる。ただしヒュームの自由は積極的に平等な財の分配に関与するものではないことは言うまでもない。

ヒュームの商業論を受けて、奢侈の公共的有用性に対応した政体モデルを彼の「理想の共和国について」に見よう。政体論自体が商業による知識の進歩の証明となる。判断の自由と改善の制度論としての連邦共和国構想に政治判断の空間としての公共性を求める。フランスの世界王国とオランダにイギリスも含めた商業共和国の対抗の現実が、ヨーロッパの多くの国で見られる家系を尊重

して軍事的徳に好適な王国とイングランドのような現在の富を尊重し勤労を促進する共和国の対比に反映されており (EPM248f), 商業共和国の構想はこれらの観察に基づくものであった。

まず彼の商業論と政体論の関係を考えなければならない。特殊事例と一般法則を対比した政治の科学から政治制度の普遍的な決定効果を強調するヒュームは「特定の人々の習俗と気質から独立して」政体の優劣を論じることができるとする (E513)。これは商業による野蛮から文明への習俗の断絶的变化を強調する文明史という彼の基本構想とは矛盾するように思われるが、この表現にもかかわらず、ヒュームの理想国家は商業の成果を否定するものではない。商業を人間本性に合致するとして、それを拒否する古代共和国の政治の暴力性を退けた議論と同様に、彼は「人類の習俗の大改革 *great reformation in the manners of mankind*」を前提としたプラトンの共和国とモアのユートピアを退ける (E514)。よって政体論は商業による習俗の変化を受け入れるので両者に矛盾はない。私益を公共善へ統御する機構を、ヴェネチア共和国の神話のような国制に限定せず、広く市場社会一般の「意図せざる結果」として考えるようになる共和主義から啓蒙の社会思想への変化 (Wootton362f) をヒュームの政治経済学は受け入れて商業による習俗の変化と国制の関係を探求するのである。具体的に彼の理想共和国はどのように経済発展に対応しているか、また同時に経済を指導する政治の独自性も示しているだろうか。

最初にヒュームの商業との調和は、ハリントンのオシアナ共和国の農地法を否定することで生産活動による所有財産の相違を認めることに見られる (E515)。ヒュームが批判した共和主義とヒュームの理想共和国は識別しなければならない。古典古代の都市共和国や17世紀イングランドの宗教的熱狂の共和国は徳と良心が促進する公共の積極的自由が眼目であったのに対して、ヒュームの共和国は私的な自由の保障に重点が決定的に移っている。それは制限政府と自由な市場経済によって特徴付けられる、いわゆる近代国民国家の「ブルジョワ自由共和国」 (Fontana2f) に含めても間違いないだろう。商業社会は生産活動の細分化が生み出す多様な利害からなる身分制社会であるが、ヒュームの複雑な政治制度は社会のこの多様な階層に対応するもので、それぞれの階層の構成員の資質能力が限られた特徴を持つことを理解してそれを生かす。例えば人民は教区で州議員を選び、次には州議員が元老院議員を互選し、最後に元老院議員が政

務官を選出するというように社会の階層に沿った能力に対応して下層からピラミッド型に積み上げていく代表選挙制度になっている (E516, 518)。この理由の説明で「下層階級や小土地所有者は身分や住居が離れていない人間については有能な判定者である」(E522) と彼らの経済活動により洗練される政治判断力に一定の評価を与えてそれを発揮する場を提供する。しかし人民の参加を一番身近な教区レベルに限定することは、全市民に等しく政治的徳を要求する共和国の政治偏重からより多様な徳、生のあり方を認める商業社会に適応した政治参加の控えめなあり方と見ることができよう。また人民の「誠実」と貴族の「知恵」を表現する両院制 (州議会と元老院) が相互に抑制して補完する (E522, 523) のも人民を過重な公共的徳と政治参加から解放する意味がある。

「ブリテンの政治の主な支えは利益の対立だが、それは主に有用だとはいえ、無数の党派を生む」(E525) と述べ、ヒュームは諸利益の対立を単一の利益に強制的にまとめることなく、むしろその有用性を均衡抑制として生かしながら、党派対立を緩和する機構を考える。多様な対立を分割と抑制・均衡の精緻な機構に昇華すると言える。利益の対立の党派的効果を緩和する原理に多数からなる会議を避け少数の会議に分割するという手法がある。理由は多数者間では「影響と模範」が容易に伝染して群集に付和雷同する傾向があるからで (E523)、これは討議での自己判断の放棄ということだろう。議会の分割が説かれて連邦の州議会がこれを具体化する。人民の代表は全国で一箇所に集まるのではなく州ごとに100名の議会に分かれるのである。そこでは党派的馴れ合いを理性と良識が克服する (E523)。同時に100の州議会がそれぞれ一名ずつ元老院議員を選出するが、全体の元老院の選挙母体は全国の州議員一万名でこれは党派に談合したり分裂したりするには多すぎる人数である (E525)。この州議会から選出される元老院は連邦共和国の中央政府に当たるが、その党派的「談合と分裂」の抑制をはかる制度は、100名という少数の構成員、毎年選挙による「財産と教育」ある人民への依存、元老院の権限の限定、次点の元老院議員候補者からなる「競争者会議 the court of competitors」からの告発などである (E523, 524)。党派を抑止するこれらの複雑な制度は専制からの個人の自由、所有権を人民に保障して、商業社会の必要に応える。他方でヒュームの共和国は、特殊利益が水平面が無差別に競争する空間ではなく、「財産と教育」という知的能力の基礎における身分的格差を前提とした階層的な公共的判断・決定の機構である。



ヒュームは商業による知識の拡がりを通して政治参加への自由がより多くの人々に開かれることを期待した。また共和国の民兵制は商業の勤労と規律で効果的となった「尚武の精神」を生かす。このように共和国が二つの自由を商業社会のために実現するとロバートソンは評価する (Robertson, 1985, 173)。しかしヒュームにおいて二つの自由が何の問題もなく結びつくのか、また彼は商業が人民により普遍的に担われる公共性を自動的に保障すると期待していたのか。このことを考えるために各州と共和国全体の関係を再考しよう。

人民の代表を単一の大議会に集中させないで、各州ごとに州議会として分散させる連邦制がヒュームの共和国の均衡・抑制の中心の特徴である。これは討議の混乱を避け合理性を保持するという目的だったが、同時にこの各州が連邦を構成することで、小共和国と大共和国の利点が結合できて、自由だけでなく国家としての強力さも保障されて (E525)、権力政治の国際環境で世界王国に対抗できるのである。この点でヒュームの連邦共和国はヨーロッパで世界王国と対抗するイギリスの戦略を内包している。州と全体の関係はオランダのように州は独立していないことは (E526)、州法が元老院か他の州により無効にされることから明らかである (E525)。地方間の「諸利益の対立」においては「どの地方も自ら決定すべきではない。問題は全体に委ねられねばならない、何が一般的利益に適うか全体が最善の決定ができるだろうから」 (E525)。複数の利益の間の対立を自由の基礎と評価しながら、ヒュームは部分による判断に放任することなく「一般的利益」という全体の観点を持ち出してくるのである。

ここに商業社会の諸利益の部分性を反省する哲学者＝立法者の判断の優位が認められる。「公平な愛国者 an impartial patriot」 (E506) として「哲学者」は党派的な意見の間で正しい全体的な判断を下すのであり、ヒュームは「無限に複雑な」政治問題で哲学者の「躊躇、自制、判断留保」の感情と「常に騒々しく独断的で無知な大衆」を対比する (E507)。ヒュームは商業による知識の広がり期待しながらも、民衆の啓蒙には懐疑的な期待を持っていたと見るべきで、むしろ民衆の判断力の弱さを補う制度に着目する。例えば古代アテネの民会で決議された法を提議したことで後にそれを違法として告発されうるという慣習は、言論の自由への圧迫であるように見えるが、ヒュームはデマゴグを抑止して民会の混乱に対処したものと評価する。人民は自らを「永遠の未成年状態 a state of perpetual pupillage」にあると見て、決定を取り消したり、後見人の説

得による方策から彼を罰したりする権限を持ったのである (E369)。もちろんこれは歴史的説明であって民衆の啓蒙に反対するということではないが、ここではカント的な啓蒙と異なり、普遍的な理性と自由な言論で特殊な慣習を切り捨てるのではなくて、歴史的に慣習の意味を説明しようとする姿勢が見られる。ヒュームにとっての「知恵」が王家に愛着を寄せる社会の「偏見」や「先入見」より優れてもそこに戻るのはそこに社会の階層的秩序に必要な合理性を見出すからで (E504)、彼の判断は社会の慣習を超越することなく、内在的理解に努める。

全体の一般的判断はシヴィック的な公共精神ではない。ヒュームの共和国は市場と対立するのではない。部分的な私的利益の追求を公益の増進につながると容認し、諸利益の対立と党派を区別しているのだから。階層性からすれば、ヒュームに次のような徳の分業（流動的なもので境界線は低下すること自体が商業社会の傾向だが）が考えられないだろうか。フランスのモラリストやマンデヴィルの公益をもたらす開明的な私益の考えのように、利益と情念にその破壊的な方向を転換させ教導する制度と社会の自律性を認識する思潮にヒュームの正義論も立つもので、一般の人々の私益の追求は、彼らが正義という人為的制度を受け入れて所有権を尊重することで一層満たされるので、私益が正義の原理となる。彼らは自己の所有権を主張して生産活動に私益を追求する以上の徳は必要ない。社会がこうして自律的な秩序を認められたのだから、共和国は社会に介入する必要はない。しかし共和国と社会はどちらかのみという二者択一の関係に置く理由はない。ヒュームでは社会の展開の上に共和国がある。共和国は商業を否定することではなく、商業も政治を不要とすることはない。社会が情念を操作したように政治制度が情念を抑圧でなく教導するという点で同じ思考の展開が見られる。ただ経済の決定は特殊利益が個別的で限られた視座から個々の状況で行うべきであるが、政治ではそのように限定できない複数の個性の関連を考慮・調整する包括的な（超越的ではない）視座が求められる。どうしても政治で経済の所有権に正当化された複数の情念と利益を評価し導く高次の徳が必要であり、それは少数の知識人（哲学者そして政治家）の一般的判断である。ここに階層性が政治能力を担保する。「商業について」で始まった『政治論集』の最後がこの共和国論であるという全体の構成も経済を導く政治という関係を示唆するのではないだろうか。

古来都市国家に限られると考えられてきた共和制をヒュームは連邦制により領域国家に適合できることを示した (E527)。この国家の大きさは重要な要因で、世界王国との勢力均衡よりもさらに重要なのは、大きさが民主制に伴う党争を予防して安定を維持することである。共和国にはローマのように帝国へと拡大する共和国とヴェネチアのように維持型の共和国とあるが、ヒュームの共和国は後者のなかでも安定と秩序を誇り、前者には「広大な征服は追求されると、全ての自由な政府を滅ぼす」(E529) と共和国の国制が永続的な安定を追求するという目的に反すると批判的である。成長から衰退へと循環する時間の流れで共和国の安定を維持するというシヴィック的伝統のテーマにとってその安定性を脅かすのは情念であって、「熱狂、人間精神の他の異常な動き」、「広大な征服」(E529) とヒュームは表現する。したがって情念論と国制論の密接な関連が明らかである。都市国家と世界王国の間の国家の大きさが安定性につながるのは距離が情念と同感を緩和するという情念の動態論の応用である。ヒュームは「巧みな技術によって組織されている巨大な国家においては、共和国の最下部の選挙ないし組織に参加できる下級人民から、国家の一切の行動を指導する上級政務官に至るまで、民主政治を洗練されたものにする十分な余地と余裕がある。同時に各地方が非常に遠く離れているため、陰謀、偏見ないし情念から公益に反するような手段を各地方に軽率に取らせるようなことはまずない」(E528) と説明する。党派的情念の問題となる偏狭さ自体が、広い政治空間では、それ自身を無効にする効果を持つのである。複雑な制度がもたらす距離が公益について公平な判断を促進するので、こうして「公平な愛国者」としての哲学者は制度によって育成される側面があることを強調しておきたい。商業による技芸の洗練と並んでこの政治制度が哲学者の判断力を用意することは、その実現可能性を、単に道徳主義的な哲学者個人の努力に委ねる場合よりも、高いものにするであろう。政治制度が「秩序と公共善」(E529) を保障する距離は、階層的構成により民衆の影響を遠ざけること、及び連邦の各州間の距離から来るのであり、オランダほど州の独立性は強くないとしたが、むしろ単一不可分の共和国と対比して、その多元性を強調すべきであろう。州共和国の複数性が批判的判断と言論を確保して、一部の党派の見解が全体を圧巻することを難しくする。このような緩やかな関係を国家内部の構成地域に認めるのであれば、国際関係ではなおさらのことで、ヒュームが世界王国の一元支配に反対し、アメ

リカ植民地の分離独立を進んで容認したことは理解できよう。

### Ⅲ 周縁からの商業帝国批判

連合王国イギリスの中心と周縁の関係は国際政治での大国と小国の関係と比例するところがある。ヒュームの自由な判断力の政治空間の意図をヨーロッパと帝国の国際的なコンテキストでよりよく理解できるかもしれない。広大な世界帝国と属領は周縁地域にとり悪夢であった。ヨーロッパの自由を脅かす世界王国に対する警告からイギリスの勢力均衡の大陸戦略、重商主義規制、公債の見直しにつながる同時代の外交、軍事、貿易、財政に関するヒュームの評論を貫く一つの主要関心がイギリス周辺地域の自由にあったことを論じる。

#### 1 世界王国に対する勢力均衡と学芸の連邦共和国

勢力均衡は世界王国に対する抑制戦略であったが、ヒュームによるその提唱が大国、大都市を批判する辺境からの視点からなされていたことに着目して、周辺の知的改善の政治経済的条件を整備する目的を持っていたことを明らかにする。世界王国批判は国民の啓蒙、趣味と判断の洗練と結びついていたのである。

ヒュームは勢力均衡と世界王国の変遷を概観して、前者を促進し後者を阻害する政治社会制度に着目して、古代ギリシアの独立した小国、攻囲戦の困難、市民の公共的徳、また封建時代の家臣制度と封建的民兵に言及する (E334, 338)。その条件の喪失から世界王国の形成を特定の君主個人の気まぐれな野心に帰するよりも法則的に説明する。これによって、仮にフランスが偶然その野心を捨てたとしても、近代ヨーロッパにその発生の条件を見て傾向を予測できる。内政は法則的で外交は偶然的とする国内と国際関係での政治学の可能性の区別は絶対的ではない。

古代ギリシアの勢力均衡と古代ローマの世界帝国とを対比させていることからすれば、ヒュームが近代派として古代の全てを一まとめに片付けたとするのは単純化である。商業・奢侈論では古代の政治学の有意性を否定したが、世界王国批判ではローマ帝国衰亡史の教訓の普遍的な適応可能性を強調して「人間事象の必然的進行」として征服の拡大、貴族から傭兵への属州の軍隊の変質、

彼らの反乱による王国の崩壊の繰り返しを見る (E341)。商業社会を評価する政治経済学が古代の政治学全てを克服したわけではなく、距離の政治学は有効性を保持しており、中心都市と辺境の距離が広大な支配の墮落の要因である。世界王国は権力と富を首都に集中するが、小国では分散されて個人間や接近する中央と周辺の間で極端な格差はなく、自由が保障される。小共和国の理念を地方の自由と結びつけてヒュームは「巨大都市は社会に破壊的であらゆる種類の悪徳と混乱を生み、遠い属州を餓えさせ、全ての物資の価格を上昇させて自らも餓えさせる。各人が自分用の家と畑を持ち各州が自由で独立した首都を持つところでは人類の状態は何と幸福で、産業と農業に、結婚と繁殖に何と好都合なことであろう」(E401)と称える。

このようにヒュームは世界王国が早晩自壊する見通しを持っており、フランス王国からの脅威を説いてそれに対する特定の政策提言をしているというよりも、ヨーロッパ世界全体での世界支配への全般的で構造的な傾向を警告している。殊にヒュームの世界王国批判はイギリスのそれへの対策の再検討を伴う。勢力均衡と世界王国の対立に加えてヒュームは勢力均衡の精神的原理として古代と近代のより重要に思われる区別を導入し、ギリシアの政策が「ねたみ深い競争心 *jealous emulation*」によるのに対して「近代政治の慎重な見解 *prudent views of modern politics*」, 「穏健さ *moderation*」を対比する (E339)。彼は古代共和国の絶え間ない破壊的な戦争が古代の勢力均衡の実態で、小国における戦争は大国における戦争よりも悲惨なことを認めている (E404)。古代の凶暴さに変わる近代の穏健さは商業の政治的効果の一つであって、外交関係においても商業の時代に適合した変化が期待された。「ねたみ」による外交を批判するヒュームは「貿易に関して深い沈黙を守って」(E88f) 商業の影響を受けない古代政治に依拠したマキャヴェリの外交・軍事論からの脱却をはかる。しかし彼によればイギリスの勢力均衡の大陸政策はギリシア的な「ねたみ」による性急なもので、戦争に巻き込まれ同盟国のために無駄な戦費を浪費して公債に依存するのは「惑わし」で、破滅的な結果から不介入という反対の極端に走る危険があると批判する (E339f)。

ヒュームのイギリスの外交政策への批判は複雑で、ロバートソンの解釈によれば、一方でフランスの拡張への野心が消失した七年戦争後の現状からホイッグの大陸介入策は不要になったと認めながら、他方でホイッグの世界王国論は

イギリス帝国の論拠として有意義性を失っていないとして、この問題を取り上げ続けた。このヒュームの批判的再検討をロバートソンは世界王国をめぐるホイッグの政治思想のコンテクストに位置付けて、拡張型の世界王国に対抗してイギリス帝国を保持型の商業帝国と正当化するダヴェナントにホイッグの世界王国論を見出し、ヨーロッパの現状が世界王国の存立を不可能にして、それに代わってイギリスの商業帝国が「穏やかな商業」の影響を広げヨーロッパに自由をもたらしているとイギリスを賞賛するモンテスキューの楽観論がホイッグの帝国論を支持するものであったから、ヒュームはこれに応答し批判する必要があることを解明した (Robertson, 1993, 354-356, 361, 365-368)。イギリスの「ねたみ深い競争心」の激烈さを問題にするヒュームからすれば商業帝国の「穏やかさ」という評判は受け入れがたかったであろう。「ねたみ」は貿易についても自国と他国の利益をゼロ・サム的に考える傾向として問題にされる情念である。ヒュームが批判するイギリスの「ねたみ」の具体的内容はダヴェナントに見ることができる、彼は「世界王国、帝国」が戦乱と隷属を広げ、学芸の衰退、交易の首都への集中、国家宗教の強制を伴うと批判する一方で (Davenant, 1701, 29, 33, 35, 37f), イギリス帝国の中心への権力と富の集中を正当化して、アイルランド羊毛産業の競争を規制するイングランド議会の主権を「国家のもっともなねたみ a reasonable jealousy of state」 (Davenant, 1699, 254) として支持した。イギリス帝国の構造は次のように世界王国と属領と同様に理解されている。

支配の座は大商業中心地にあり、そのような都市は権力だけでなく交易の支配者でもあり、その分枝の全てを治め、規則と価格を与えるので、あらゆる部分はそれに依存しそれに従属してのみ取引をし、ついには属州は上位の王国を豊かにするためにのみ働くことが判る。(Davenant, 1699, 238)

ダヴェナントが世界王国からヨーロッパの自由を守るように説くとき、訴えがなされるのはマキャヴェリの公共的徳、愛国心に対してで、「祖国への敬愛、その利益、栄光への熱意、勇気、軍事的技術、名誉欲、大度」と説明される (Davenant, 1701, 23)。こうした国家の拡大を求めて戦う公共精神と商業の平和な精神の対立は国際関係において最も顕著である。イギリスの商業帝国論は戦争と商業を対比させる言説を利用して他国や植民地へのその権力支配への実態を

偽装するイデオロギーであったと見ることができよう。マキャヴェリの共和主義を商業の言葉で乗り越えるヒュームの中心課題は帝国の国際政治において最も重要であり、イギリスの「商業」帝国はまだマキャヴェリ的な「ねたみ」を残していると批判されるのである。

ここで『人間本性論』の「精神の偉大さ」の徳での「名誉」と「冷静な反省」との対比を適用して (T600)、古代の勢力均衡の「ねたみ」も世界王国の征服欲も商業帝国の属州搾取もともに「名誉」を追求する英雄主義と批判して、近代の「政策と深慮 politics and prudence」を「冷静な反省」と評価できよう。各国間の貿易の「ねたみ」を回避する国際政治秩序を、フレッチャーやモンテスキューの連邦共和制に比べて、ヒュームは積極的に提示できなかつたと批判されている (Robertson, 1993, 371f)。制度論ではヒュームには限界があるとすれば、それはむしろ彼が制度化の必要性を国家のレベルに限定して、国際関係には求めなかつたと理解することもできるのではないか。個人間では人間の生存に不可欠の社会を保持するために正義が強い拘束力を持つが、国家間ではこうした利益から生じる正義の義務は弱まる (T568)。万民法の世界は状況に応じた偶然的要因が強く制度論になじまないのである。マキャヴェリ的な愛国心に制度を対抗させるよりもヒュームの「近代政治の慎重な見解」に世界市民的精神を見出せないだろうか。

偏った愛国心から自由な判断を求めて、ここで政治制度との関係で学芸の進歩を見た「芸術と学問の生成と進歩について」に目を転じたい。世界王国批判を洗練の言説と結びつけてそこに判断力の形成の具体的な説明を見出せる。この評論の一つの論点が世界王国や連邦共和国に関する規模の政治学から見た学芸の進歩の条件である。ヒュームは「多数の国家が互いに近接しあいながら相互に独立を保ち、商業と政策によって結ばれあうという事態ほど、洗練 politeness と学問の生成にとり好都合なことはない」 (E119) という原則を立てる。ヒュームの強調はこのような共和国の連邦における「競争」が権力と権威の増大を抑制することに置かれる。広大な領土は圧制への抵抗を分散させ支配者を臣民から遠ざけ神聖化するために支配は絶対化し専制へ向かうが、小国では支配者はそうした距離の保護に置かれられないので共和国への傾向が認められる。支配領域の規模と権威の関係がより重要であり、ヒュームは小国では主権者の権威が限定され、さらにその連邦では「名声」に魅了されることなく「思想と批評

の自由 freedom of thought and examination」(E120) がいかに保持され、行使されて、判断力の改善に至るかを観察する。

多数の近接し合っている国々が芸と商業で大々的な交流関係を相互に維持している場合には、国々相互の間に存在するねたみが介入して、趣味判断 taste と理論的思考とに関する問題において準拠すべき基準もしくは規範を軽蔑しく他国から受容することを阻止し、学芸上のあらゆる作品をこの上ない細心さと厳密さを持って批評するようにそれぞれの国を仕向ける。(E120)

マキャヴェリ的「ねたみ」は政治から文化に移動されて自由な判断を支える情念に変貌している。この過程で「ねたみ」、「先入見」、「好み」は軽信性を抑制する作用から評価されている。これらの部分性、特殊性は相互に相殺し合い偏りを除去するのであって、究極的には「自然と理性」に接近するとされるが、単一の真理の権威により排除されることなく、異なり批評しあう複数性がこの判断の国際的な公共空間の本質である。複数性の積極的評価から考えて、ヒュームの「洗練」は特定の共同体の体制的な習俗への盲従としての礼節ではなく、それを別の観点から批判しあう自由な趣味判断という意味に理解しなければならない。「洗練」は自由な言論と一致し彼の自由主義の基礎となる。これらと広大な領域支配は相容れないので世界王国の理念はヒュームの政治哲学にとって反定立として危機的に重大だったと言える。

自由な学芸の発展を促進する百家争鳴の政治的条件となる共和国の連合の具体例をヒュームは古代ギリシアと近代ヨーロッパに見て、前者を後者の原型とする。各都市国家の芸術家と哲学者の「競争と論争は人々の知性を研ぎ澄まし、様々な問題が人々の判断力に対して提供され、他方、各人が他人の卓越に挑戦したのである」(E121)。この反対の例がローマ・カトリック教会で、この「普遍教会」は世界王国に対応し、それによる学問の独占により「多様な学派」は消失して学芸の退廃を招いたのである(E121)。ヒュームの「愛国心」はヨーロッパ全体の自由な文明の発展を展望するものであった。

判断と言論の自由の政治が判断の複数性を梃子にして洗練の言説から発展していたことを見たが、ヒュームの議論は特徴的に国際関係の文脈に置かれてい



て意見の複数性は国家の複数性によって担保されている。国家内に多様な意見を想定せずに、国家を単位として文化的多様性を「いくつかの個別の政府への分割」, 「政府や政治社会の中断」(E123) に依存させている。国内の党派を認めない国制論の影響か、ここでは政治によって他の分野も決定されることが想定されている。ヒュームのこの評論の基本的発想は自由な共和制と開明君主制また大国と小国といった政体の様式から社会・文化現象を説明する政体論的思考である。文化の進歩の要因は政体だけではなく、先に見たように商業による洗練もヒュームの強調するところである。しかしヒュームの挙げた商業の三つの効果は同じ作用範囲を持つわけではないことにここで注意したい。経済の生産活動は万人に働きかけるが、知識は少数者に限られている。生産活動の原理である情念は「物欲, 獲得欲」で普遍的だが、学芸の「好奇心, 知識愛は非常に限られた影響しかもたず, それが誰かを支配するようにさせるには若さ, 余暇, 教育, 天才, 模範を必要とする」(E113)。このことから商業による文明社会は階層社会で少数の知識人が「趣味と判断力 taste and judgment」(E114) の担い手で啓蒙を指導するのである。そして学芸は少数者にしか関わらないとすれば、ヒュームの方法論から学芸の進歩は偶発的でその法則化は困難なため学問的説明になじまないことになる。しかし、他方でヒュームは多数者と天才を文明史の「時代精神 spirit of the age」(E271) で結びつけ、「少数者と同じ気質と才能がその学問の生成する国民の間にあらかじめ広く分有され、この事態が学問の発達過程のごく最初の時期からそれらの優れた作家たちの趣味と判断力を生成させ形成し伸張させる下地となるということが必ずなければならない」(E114) と述べる。こうして学芸の進歩は「国民全体の趣味, 才能, 気質」に関わるとされ、その法則化が可能になる。国民を単位として考えたのは、方法論上の制約の反映であるとともに、少数の天才と人民を隔絶するのではなく、国民全体の啓蒙の可能性を示して、国家が商業と並んで文化の振興もはかるよう政治制度を整えることを説得する目的があったと考えられる。

## 2 貧国からの自由貿易論

商業社会の道德論はある意味で先進国の論理であって、商業社会が自己を文明国としたのは異なる文明を野蛮として他者化した結果であった。ヒュームも商業文明の思想家としての制約はあるが、国際貿易論によって途上国の開発に

も目を向けた。富国・貧国論争はヒューム思想における歴史発展への関心とイギリスの中心と周辺地域の関係という同時代の主題が重なる問題領域である。

ヒュームの経済論は文明社会史の進歩の時間的枠組みに置かれていて、「貨幣について」でも貨幣量ではなく生活様式に国力の真因を求め、素朴から洗練への生活様式の進歩が生む貨幣経済（貨幣の全国的流通と物価下落）が租税国家を利していると観察し、「産業活動と洗練の時代」の優位を確信する (E291-294)。しかし彼はこの先進国の優位が安定的に永続するか疑問視し避けたい衰退を予測するような議論を展開する。つまり彼によれば「人間事象には様々な原因の幸運な一致があり、貿易の発展や富の増大が一定限度に到達するとそれ以上の発展や増大を阻止し、すでに確立された商業の持つ様々な強みから最初の間は当然懸念されるような商業と富の一国民による全面的独占という事態の発生を防止しているように見受けられる」(E283)。ここでヒュームは貨幣数量説から、国際貿易の自動調節機構を説き、貿易黒字による通貨の増大は高賃金を招き国際競争力を低下させ、「あらゆる国外市場において貧国が富国よりも低廉な価格で自国の商品を販売することを可能にする」(E284)と食料と労働の低廉な国への産業の移転を説く。ヒュームの意図は、富国の産業一般の貧国への移転ではなく、貧国がその低賃金を利用して国際分業への足がかりを確保するという展望である (Hont, 1985, 279)。この自動調節機構からヒュームは銀行と信用創造政策は交易上の不利を宥進させるとその適用に消極的である。ただ長期的ではなく貨幣量の増加から物価の上昇までの過渡期に限っては、つまり社会全体に貨幣が拡散せず少数者の手に集中して活用されるという条件で、需要刺激効果を認めている (E284, 286f)。

ヒュームの議論は、富国・貧国論争を引き起こすが、貧国が富国に追いつくことで富国による独占を阻止する趣旨で、富国の衰退を不可避とするものではない。しかし時間の経過の中での有限性というシヴィック的枠組みを用いて、共和国の習俗に代えて商業自体の安定性を問題としたことから、ヒュームの議論は富国から貧国への商業の移ろい、富国の衰退の不可避性を予言するものと誤解されたのである (Hont, 1985, 272, 279)。しかし彼の貨幣論の根幹は商業の衰退でなく商業の進歩の文明史という大きな展望を示すもので、「貿易収支について」の趣旨は明らかに富は生産活動と技術にあり、貨幣は重要ではないということである。よって「生産活動と技術」に優れた富国は貨幣の多寡による競

争力の変化を懸念する必要はないはずである。金銀の流失を恐れる「貿易収支についてのねたみ」は無意味であり、人為的に貨幣量を引き上げたり下げたりしたところで貨幣量は生産活動に比例した本来の水準に戻るのである（E309, 312）。したがってヒュームはこの「ねたみ」に基づく貿易の障壁を批判し、特にイングランドの規制から生じる不利益を問題にしている（E315, 324）。貨幣の平準化機構は貨幣に左右されない商業文明の進行への信頼を表現するものであるが、他方富国・貧国論を否定するのではなく、貨幣量の増大から物価の上昇を引き出す貨幣数量説により富国の高い生産活動は貨幣量の増加を通じた物価の上昇により輸出品の競争力の低下をもたらし貧国への生産の移転につながるという推論を支持すると思われる。「人口と生産活動という強みさえ確保していれば金銀の流出など恐れるに足らない」（E309f）としても生産活動自体の流出が富国・貧国論では言われているのである。よって未来の富国の安定性についてヒュームはあいまいである。

しかし「貿易収支について」にはむしろ富国が独占を維持するために貧国との貿易を阻止する政策を批判する富国と貧国との国際分業の構想を読むべきであり、「隣り合う諸国民にかくも互いに異なる土壌、気候、気質を与えることにより世界に創造主が意図しているあの自由な交通と商品流通」（E324）という理念は富国と貧国の相互性を示し、ヒュームの富国・貧国論は成長・衰退のシヴィック的パラダイムからの脱却を自由貿易に求めたのである。論争でタッカーは富国と貧国の格差は縮まらないとしてイングランドのスコットランドに対する優位の持続を強調したが、ヒュームはスコットランドにはイングランドと富と商業を共有することを可能にする利点があると反論した。ヒュームは成長の抑制論よりも独占の反対と貧国の貿易への参加の展望を強調した（Hont, 1985, 286-289）。ヒュームの「貨幣について」での表現は漠然としていて富国の全般的不利と衰退を示唆するとも読めるが、ヒュームがこの個所を変更しないで残したことは、「貿易収支について」の自由貿易論と合わせて読めば、富国と貧国の共存を強調する意図が誤解されるとは思われなかったからであろう。富国・貧国論争はヒュームからスコットランド啓蒙の経済学の終わりまでヒュームへの反論として続くが、ヒュームが貧国の発展の関心から見ていたのに対し、それ以降はたとえば周知のようにスミスが分業による物価の低下から高賃金に衰退を見ることを拒絶し経済の持続的成長を説いたように、野蛮から文明への

移行の経験から遠くないヒュームの時代から進むにつれて、貧国の観点から富国内部の成長法則へと関心が移ったのであろう。またホントはヒュームのシヴィック的言語を割り引くことを説得的に説き、確かに建設的な議論としては商業社会の衰退と限界ではなく共栄の自由貿易論の方を強調すべきであるが、貧しい小国から帝国の独占と排除を批判するためにはヒュームの議論でこの言語は一定の有効な役割を果たしていると評価すべきではないか。ホントによる富国・貧国論争の包括的な説明を受けて、スキナーは経済成長論と経済の多様な諸条件の比較というヒュームの方法から彼の国際貿易論の特質を的確にまとめているので、ここでそれを貧国の観点から次のように要約しよう。貧国も長期的には富国と同じ経済発展をたどりコストの上昇で比較優位を失う富国にやがて追いつくと期待されるので、この一般的な展開に対応して自由貿易が基本となるが、他方で現在の発展段階の相違に対応して富国の生産力の優位に対して貧国の産業を保護育成する政策も認められる (Skinner41-43)。

富国・貧国論と平行する議論が帝国の首都と地方都市との関係についてもなされているのは興味深い。経験から大都市はある比率以上に成長することは不可能と推測できるとしてヒュームはある種の調整機構を次のように述べる。

都市の栄光が商業によろうと帝国によろうと、都市がそれ以上大きくなるのを阻止する一種の不可抗的な障害があるように思われる。広大な王国の首都は、法外な奢侈、無秩序な支出、怠惰、依存、それに身分と上下についての誤った考えをばびこらせるため、商業には向かない。拡大した商業は一切の労働や財貨の価格を上げることにより自らを抑制する。大宮廷が有り余る財産を持った数多くの貴族を引きつけるとすれば、中流の郷紳 the middling gentry は彼らの地方の町 provincial towns にとどまり、そこで適度の収入を得て頭角を現すことができる。また国家の領土がもしもとてつもなく大きくなるならば、首都を遠く離れた地方 provinces に必ず多くの大都市が生じ、若干の廷臣を除けば、その地方の住民が全て、教育、成功、娯楽を求めてここに寄り集うようになる。(E448)

この脚注で列挙されている、こうした地方都市の例はイギリス領ではダブリンとエディンバラを含んでいる。地方都市の啓蒙の社会的背景をここに見ること

ができよう。

貧国と富国の共存はヒュームがオズワルドとタッカーとの論争後に初版から6年後の1758年に『政治論集』に付け加えた「貿易をめぐるねたみについて」で一層明らかにしている。論争のコンテキストからはこの評論は富国に追いつくとヒュームが見た貧国に対する富国の懸念を念頭においたものであろう。先に道徳論と学芸論で見たような多様性の間の交流による進歩という啓蒙のテーマがここにも適用されてシヴィック的衰退の運命ではなく野蛮から文明への進歩の歴史の中に商業は置かれている。第一に自由な交流は他国からの先進技術の移転による進歩を通して国内の生産活動の発展を導く (E328)。第二に交換の相互性からこの国内産業の発展は輸出商品を生み出すが、他国の産業も発展していなければそれと交換する商品を持たず輸入してもらうことはできない (E329)。第三に自然の多様性から国際分業は保証されていて、近隣諸国による全ての産業の独占による貿易からの排除はありえない (E329)。このようにヒュームは諸国間の富と商業の相補性を説く。『政治論集』の商業・奢侈論が商業社会の利点を記述したのを受けて、貨幣・貿易論はこの商業社会への道が広く貧国にも開かれていることを示す経済発展論という性格を持つように思われる。貧国の生産活動を刺激する海外貿易の効用については既に初版で、奢侈品の輸入はそれへの意欲を掻き立てて国内の「洗練と生産活動」を進展させると (E264)、国際貿易を通しての経済成長と文明化の見通しを与えていた。既にそこから、貧国の成長は富国の没落を意味するのではなく、富国と貧国の格差が縮まり対等に進歩を競い合う自由貿易を意味するという楽観的な信念を読み取れるように見える。

イングランドのような富国が貧国からの挑戦に対応してその商業を維持していく戦略についてヒュームは次のように指示する。その主要産物は自然環境から他国に対して比較優位を持つはずであるから、それを失うのは自国民の怠惰か悪しき政府に責任がある。また主要財貨を失ったとしても「生産活動への熱意」を保持していれば、それを他の生産部門に移すことができる。さらに多種多様の工業は商業の「変転と動揺」に対する安定の保障となる (E330)。この議論は、商業国民がいかに商業を維持するかを問題として競争国の挑戦にいかに柔軟に対応するかを指示した商業戦略論と呼ぶのが、「穏やかな商業」と対照的に商業の精神が卓越を競い合うマキャヴェリ的な政治軍事的徳、あるいは

国家理性の言葉で表現されている。しかし権力と異なり商業は相互の繁栄を必要とする競争である。「ライバル関係にある諸国民の競争は生産活動を活発にしておく」(E330)と言うように、「ねたみ深い競争心」は古代の、またイギリスの、勢力均衡を維持する戦争の原理として批判されたが、ここでは「競争心」と「ねたみ」に分けて対立させられている。すなわち、ねたみは競争を排除するのである。一方で競争を失うと停滞するとされ、他方でねたみの「度量の狭い悪意に満ちた政策 our narrow and malignant politics」は「怠惰と無知」に引き戻し競争を失い停滞する。

しかし両者は結びつくのが自然で、「ねたみ」が通常商業国民を動かしている現実からはそれが商業活動の精神と切り離すのは容易ではないと認められなければならない。競争を保持するため独占欲を排除する主張は論理的だが、競争自体が「ねたみ」によるもので両者を切り離す困難と悲観をヒュームは十分に自覚していたことは、「偏狭で悪意に満ちた見解に反対してあえて主張する」(E328)と「私は一人の人間としてだけでなく、一人のブリテンの臣民として、ドイツ、スペイン、イタリア、それどころかフランスの商業活動の隆盛ならんことを祈るものであることを、私はあえて認める」(E331)という表現に読み取れる。商業はそれ自体で「穏やかな習俗」を政治にもたらすという流布した楽観説には限界を自覚せざるを得ないであろう。衰退のシナリオは富国が貧国にとって変わられることではなく、特にイギリスのような富国を中心とした商業国民の重商主義規制による独占が「無知、怠惰、野蛮 ignorance, sloth, and barbarism」(E328)に引き戻す懸念である。このような点からすれば、彼の自由貿易論は決して楽観的とは言えない。商業が「ねたみ」を伴い偏狭な傾向から逃れられないとすれば、ヒュームが「主権者と大臣」に期待した「相互への広く仁愛に満ちた感情 enlarged and benevolent sentiments towards each other」(E331)を求められるのは、哲学者の反省的な判断において他にないだろう。彼は自国中心主義の世論の改革に挑戦するのである。自由貿易の実現は商業の自然な展開ではなく何らかの普遍的な判断を要請するとヒュームは考えていたのであり、次のようにスチュアートが自由貿易は世界王国の下でしか成立しないと批判したのに近づく。

私が想像するに、同じ法で統治され、よく協調された一つの計画に従って

行政される世界王国のみが世界的に開かれた貿易と両立しうる。異なる国家がある限り、別個の利益があるに違いなく、これらの諸利益を統括する政治家が見つけれなければ、共通善のようなものはありえない。そして共通善がなければ、あらゆる利益は別個に考えられなければならない。

(Steuart, II, 103)

もちろんヒュームの公共の利益は対照的に多元的であり公権力によって一元的に決定されるものではなく、自由貿易は属州を含めた国家の自由と調和し世界王国の独占的傾向に反対するものであったが。

モンテスキューに自由の保障者と賛美されたイギリス商業帝国は国際貿易の均衡作用を重商主義規制により阻害して国内外の周辺地域を属州的従属に固定しようとする。大国の中央と周辺の格差ということでは、本国の政治体制が領土支配による世界王国であろうと商業帝国であろうと変わりなく、むしろヒュームは自由な国家の属州のほうが絶対王政の属州よりも圧制を受けることを政治学の公理としてイングランドのアイランド支配を挙げる (E21)。自由と商業の啓蒙の光から批判的な距離を取る周辺からの観点をヒュームはスコットランドやアイランドの政論家と共有していた。この周辺からの観点はイギリス帝国の特殊利益を反省することで「広い感情」のコスモポリタニズムと結びついていた。

### 3 財政・軍事帝国の公債と公共性

ヒュームの公債論についてはホントの研究が歴史的な文脈に基づいた理解を示している。その基本的な理解として確認しておくべき要点は、第一に「公信用について」で警告されている破壊的な公債の累積は、商業自体ではなく、商業と結びつく戦争から生じるということ、よって公信用や紙幣の幻想性を批判することはしていないヒュームの公債論をカントリー的な商業批判とするのは不正確なこと (Hont, 1993, 322, 332)、第二に注目を集めてきた公債による政治社会の崩壊のおどろおどろしいシナリオは初版 (1752年) にはなく、七年戦争後の公債の激増に衝撃を受けて大幅に加えられた1764年版からのもので、初版はむしろ冷静で穏健な政策提言として切り離して読むべきことである (Hont, 1993, 324, 336)。ホントの解釈は富国・貧国論争でのヒュームの成長・衰退のシヴィ

ク的言辞の割引と同様ここでも公債のカントリー的悲嘆を限定的に評価していて、ヒュームの商業社会の発展論を一貫して識別することで優れていると思われる。本論文の観点からは経済と軍事の交錯する戦争財政に対処する政治的判断力が初版でも加筆部分でも問題にされていることに着目したい。さらに加筆部分での公共空間の壊滅と権力のみから成る国家の純粹形態の想像の意図を考えたい。

初版の公債の解消案から見よう。ヒュームは財政立案家による公債償還案を不公平な負担を強い実行不可能なものと退け、さらにこうした案により公信用は崩壊する（「公信用は医者がもつて死亡する」）と批判する（E361）。そこで国民と公信用は両立せず、「国民が公信用を破壊しなければならなくなるか、それとも公信用が国民を破壊するか、どちらか」（E360f）という選択となる。これは恐喝的にも聞こえるが、それぞれ深い洞察を含んだ理にかなった提言である。後者は公債の累積を放置した結果動きが取れなくなって勢力均衡を放棄して世界王国による征服を許してしまう「公信用の暴力的死」（E365）で、国家の安全保障という目的の喪失からその財政手段としての公信用も不要となるという自壊的対応であるから、この選択肢は提案でなく、警告であって、先に見た対世界王国戦略がヒュームにとりいかに痛切な関心であったかを窺わせる。「穏やかな商業」が戦争を抑止するという学説とは裏腹に、18世紀の国際関係は覇権をめぐる「ねたみ深い競争」からの戦争の連続で戦費の調達として公債への依存を各国とも強めていった。商業の精妙な制度が君主の恣意的な野心を抑制する結果となるどころか、ヒュームは印象深い表現で「君主や国家が借財、公債、抵当、のさなかで互いに覇を競い合う光景に接するとき、私は常に陶磁器店で繰り広げられる棍棒格闘技を見る思いをさせられる」（E362）と国際状況を的確に述べている。

世界王国に対する戦略から開始された公債が膨張して世界王国による征服へ帰結するという自滅的な悪循環を脱するには、世界王国に対する勢力均衡を「ねたみ深い競争心」によるものから「慎慮と政策」によるものに変えなければならない。後者の精神の要点は抑制である。前者によるかぎりイギリスの勢力均衡政策は同じ世界支配を求める征服戦争に必然的に向かいそのための公債は止めどなく膨張するであろう。勢力均衡論での近代の戦争の「穏健さ」の主張は公債の無限の累積への抑制でもあったのである。古代共和国は公債を知ら



なかったことがその競争心への歯止めになって勢力均衡を確保していたが、公債制度を持つ近代国家は古代の貯蓄という政策に戻ることは、公債の経済的効用から許されないとすれば、商業のもたらした近代の穏和な精神が近代政治にとって付加的にではなく本質的に必要になる。戦争の拡大を抑制することで公債の累積の連鎖を止められるかは慎重な勢力均衡抑制策次第である。さもないければ周辺の民族を巻き込んだ財政・軍事帝国の膨張から崩壊への悲劇が繰り返される。

そこでヒュームは上記の選択肢の前者、国民による公信用の破壊をより少ない悪として（数千の公債所有者が数百万の国民のための犠牲になる（E364））推奨する。人命と財産を犠牲にする主権者が彼らや国家に有害な公債を保護するとは考えられず、利払いに当てる公債による歳入に手を着けるはずである。この国庫破産と公債の棒引き宣告は「公信用の自然死」（E363）と呼ばれる。この提案で注目すべきはヒュームが政治社会にとっての「自己保存の権利」、「必要」（E362f）に訴えて提案を正当化していることで、ホントが指摘するように、これはヒュームが正義よりも社会の利益を優先させ「世界は滅ぶとも正義をして行われしめよ」の格言を逆転させた「受動的服従について」の正義論と呼応する。これは公信用の維持という国益と国家それ自体の存亡という国益の優先順位をめぐる政治的判断の問題であり、正義＝所有権を超えた判断が政治に求められる（Hont, 1993, 326f）。「公信用の暴力的死」と「自然死」とは選択肢というよりも、前者は後者を取らざるをえなくする根拠であった。

さらにヒュームは主権者による公債の破壊にとってイギリスの自由な政治体制の問題点を指摘する。公債所有者との結びつきから地主議員が「慎慮、術策、そして厳密に言って正義までもが、要求する範囲を超えて公信用の維持に固執する」（E365）とすれば王権が議会の抵抗を無視して国民の安全のために公債の破壊に踏み切るという愛国的な専断によらなければならなくなる。公権力が公債に介入できないことは、本来は、イギリスの公共性が公権力に限られることなく、民間社会にも拡がり自由を支えていることを示すが、イギリスの自由な体制は国民の諸利益を代表することで特殊利益に拘束され国家の必要に適應できないという矛盾がここで示唆されている。ここで公信用は公秩序と国民を結び付け経済一般の流通の媒体として役立つという公共目的から来る公共性を喪失して特殊利害に結びついた私的なものに変質する。地主階級の独立した判断

が公債所有者の狭い利害に影響されるばかりでなく、イギリスの公債償還を困難にしている政治的理由として、ヒュームは、返済金の有利な使い道を見出せない貨幣階級にも、償還に必要な租税を納め続ける土地階級にも、不人気の政策に、議員である政治家が固執しないことに求めている。またフランスのように貨幣量を増加したり、オランダのように公債の利子を引き下げたり課税したりする政策で、国家の債務を軽減する方策がイギリスでは適用できない理由を「この国の人々はおよそ自分の利益に関わる事柄に関してはきわめて優れた推論家たちである」と説明している (E638)。このように経済的利益と政治判断の関係から自由な政体の問題が示唆されるが、絶対王政への変容を予告する1764年版と比べれば、初版では公債が及ぼす政治社会の変容までは予測しないで、公債の破壊は地主階級の指導する自由な国制を失うことなく可能であり、破壊後の公信用の再生は容易で、経済危機をもたらさないと保障するなど、従来の政治生活の枠内で公債と折り合いを付けようとする余裕が見られる (Hont, 1993, 332f)。専ら世界王国による征服の脅威から公債の危険は論じられていて、『政治論集』の先行する「勢力均衡について」と同じ国際関係への関心が主題となっている。

イギリスは七年戦争で、ヒュームによれば、「我々自身の軍事力の自然的限界だけでなく、史上最大の諸帝国のそれをさえはるかに超える大兵力を動かしている。国力のそのような乱費は今日我々のさらされているあらゆる危機的事態のよってくる所以として苦情と非難との対象となっている国力の誤用に他ならない」(E358f)。1756年から戦争終結の1763年までに公債は7400万ポンドから1億3300万ポンドへほぼ倍増した (Brewer114)。帝国戦争の成功から公債は一層揺るぎなく膨張し続けることからヒュームは征服の危機よりも社会自体の変質の切迫した脅威に衝撃を受けて、債務と課税が異常に膨張して他を全て吸収して社会階級の財産を変動させて、政治社会の専制へ向かう変容のシナリオを空想した。もちろんこれはあくまでも仮定からの「合理的推論」であって、イギリスの未来の展望ではなく、帰謬法とみなすべきである。

土地税、消費税と関税も全て限界にまで引き上げられ、これらの歳入は永遠に公債の抵当に入っているという仮定の状態では、結局、公債所有者が全ての歳入を吸収することになる (E357)。ここでヒュームは土地により貨幣を非難するカントリー的な言説に訴えて、公債が不安定な財産で奢侈と怠惰に結びつき、

政治的な徳の経済的基礎足りえないことを非難する。土地貴族の没落は「世襲の権威 hereditary authority」, 「国家の中にありながらしかも国家から独立である独特の公的権威 a kind of independent magistracy in a state」, 「国王と人民との間に介在する中間権力 the middle power between king and people」 (E358) の喪失を意味し、その結果、圧制的な専制が生成する。土地貴族は生産的な人民の市民的自由を脅かす封建的勢力として近代の自由により克服される否定的な役割をヒュームの商業論では与えられるが、専制批判というより根源的な文脈でイギリスの自由な政治を支えているのは王権と対抗する土地貴族の政治的自由であるという基本認識をこの専制批判は示す。ヒュームの公共空間はこのように幾種もの主体からなっていて複合的である。貴族の権威を説くのは、ヒュームが晩年保守化したことの表れではなく、王権との関係で自由を確保するためであると理解すべきである。このヒュームにおける自由と権威の相互関係の理解の傍証として、ホントによれば最晩年に評論集に付け加えられた「政治支配の起源について」(1776年) は社会秩序のもろさの認識の深まりから「自由」よりも自由の維持に必要な「権威と階層」に重点を置いていると思われる (Hont, 1993, 345)。

公債の膨張が行き着く専制は国民経済への政治の極度な介入統制を意味して、租税が商業の発展を阻害することがこの体制の問題である。租税に関してヒュームは商業と生産活動のような「極度に繊細な主題」と「商業の絶え間ない変動」には立法者の思慮は不適格で商業に大打撃を与えると批判する (E358)。商業は個人の勤労、知識、社会性を促進することで、経済活動が国家に規制・指導されないうで直接活動の主体が生産活動を自主的に協力していく個別判断の能力を約束したが、専制権力が法律により当事者の判断からその経済運営を引き取ることは無理がある。この課税国家の極限像は商業社会の反転で、そこからこうした経済による政治の限定という市民的自由を核とした自由主義を読み取れるであろう。なおヒュームの挙げた公債の弊害の一つには、公債の利子支払いのため貨幣が地方から流出し、公債の商業活動に与える便宜が首都の商人を優位に立たせることで「人口と富との首都への莫大な集中」が生じるという事情がある (E354)。この集中化の傾向も中央権力からの命令に経済活動の現場の個別判断を従属させる傾向と同然であろう。

専制権力は増大する軍事力を維持するための費用を公債保有者の利子への課

税から確保しようとするが、彼らは国家から自由に退出しうる非愛国的な存在であるため、これは実効性を欠くであろう。しかしこの王権の課税で公信用は揺らぎ「自然死」を迎える。この段階をヒュームは「国内の被治者は一人残らず、その所得を必ず主権者の恣意に委ねざるを得なくなる。これは東洋のいかなる君主制もかつて到達したことのないはなはだしい専制である」(E359)と述べる。初版の「公信用の自然死」は許容しうる対応であったが、ここでは世界王国により征服されるのと同然の悪に変わっている。「国家が主要な、それどころか、唯一の土地所有者」(E360)という専制は個人の所有権を目的とする社会の反対物であり、帰謬法の結論として土地課税への反対を説得力あるものにするであろう。ただヒュームの議論は単なる狂想ではなく、公債の膨張の政治的脅威に関する論理の正しさはアメリカ革命とフランス革命で部分的であれ実証されることになる。七年戦争の負債を植民地への課税で埋め合わせようとしたイギリスは、アメリカ植民地とフランスの連合に敗れ帝国の半分は崩壊するのである。財政難から革命に至ったフランスにバークは貨幣階級による土地所有権の破壊篡奪と全ての資源を軍事征服に集中させる専制的な共和国の出現を見るのである。「公衆 public」の消滅、「所有権が政府と何の関係も持たない国家の恐ろしいエネルギー the dreadful energy of a State」,そして「世界革命 an universal revolution を生産することで世界帝国 an universal empire の形成をもくろむ」フランスを描くバークの想像力はヒュームの公債論にそれを受け継いでいる (Burke, IX, 288f, 340, 343)。ヒュームの公債論を初版の冷静な提言と加筆された空想とに分けて考察したが、前者からは正義を超える必要に依拠する政治決断の問題を読み取ることができ、また後者からは公権力の極大化により中間権力が担う公共圏が崩壊したイメージにより戦争、財政、帝国の連鎖が商業、自由、公共性の展望と根底的に対立するものであることを理解したのである。

#### 4 アメリカ植民地の分離

アメリカ植民地の問題は世界王国と公債の問題と関連して考察され、ヒュームの最晩年の悲観論の原因であった。自由と商業を特徴と自負するイギリス帝国は、コート・ホイッグの指導のもと、ヨーロッパの自由に利害を見出して大陸の勢力均衡にコミットしていたが、ヒュームが評論活動を展開した1740年代から七年戦争の最中の1750年代にかけて、同盟国への依存を伴う大陸への介入

から海洋植民地帝国へ向かう政策転換がトーリーとカントリー・ホイッグにより主張され国民に浸透した (Gould 13f, 37, 40)。ヒュームは過度の大陸介入を「ねたみ」として反対したが、植民地帝国の建設とそれを後押しした民衆の軍国主義的愛国心にも懐疑的であった。彼にとって七年戦争で拡大した帝国と公債の累積とロンドンの急進主義は結びついた悪夢で、1768年に「アメリカと東インドが完全に最終的に反乱に入り、収入が半減し、破産して公債が信用を完全に失い、ロンドンの三分の一が滅亡し、暴民が制圧されることを見るのをどれほど望むことか」(L2: 184)と述べた。公債論での戦争、公債、権威の崩壊、専制という想像がここでは現実投影され、「この王国の国王、貴族、郷紳への政府の回復」(L2: 210)を祈念していた。ヒュームは1771年に「アメリカとの連合は長続きしない」(L2: 237)とするなど、イギリスの知識人や世論と異なって早期から一貫してアメリカの分離を容認した。彼の植民地分離論は例外的な立場でその理由を明らかにする必要がある。植民地の武力弾圧への彼の反対論によれば、離れた植民地を征服し、さらにその後も軍事支配を維持しなければならぬ困難は、フランスが近いコルシカを支配できないでいることから明らかであり、失敗すれば本国の政府の権威は揺らぎ、無秩序から専制に至りイギリスの自由な政府は失われるのである (L2: 300f, 304f)。ヒュームのアメリカ論は悲観的で消極的な論拠だけでなく、また絶望的なイギリスの政策に代わる楽観的な展望も見られ、このような危険を冒してまで植民地は保持する必要はないという論拠では自由貿易論が使われて、植民地喪失によるイギリス工業への影響を否定し、「年6, 70万ポンド程度の製造業の強制的で毎日不確かになっていく独占は争って求めるのに値しない。アメリカの港があらゆる国民に開かれていても、この交易の大部分を保持できるはずだ」(L2: 300)と予測した。

さらにヒュームが「諸植民地はもはや幼年期にはない」(L2: 288)とその自立を認め、「私は自分の原理においてアメリカ人であり、成功するにせよ、失敗するにせよ、彼らが適切と考えるように自治させるよう望む」(L2: 303)と言うとき、積極的な政治の構想を示唆する。つまり世界帝国の中央への権力の集中による属州化に対置される周辺国民の自由な判断の政治である。スコットランド人ヒュームはイングランドよりもアメリカに同じ周辺の市民としての連帯を感じたのであろう。周辺国民として一体感を感じたとしても、ヒュームはブリテンとアメリカをまとめて広大な環大西洋のイギリス帝国と見る1730年代に出

現した帝国観には反対で、ブリテンとアメリカは別々に考えていた以上 (Armitage192f), イギリス帝国へのアメリカの維持に固執する必要は元からなかったであろう。さらにアメリカ独立の教訓として本国人は本国と植民地を同じブリテンの国民としてまとめることの無理を悟ったという (Gould183, 192, 199)。ダヴェナントが帝国主権は属州に伝達できないで中心に存在しなければならないとして、「全体に最もよく便宜に適うことに関する至高の判断」(Davenant, 1699, 247) である王権と議会の決定に植民地を従属させたのと対照的である。ヒュームは先に見た理想共和国論で大共和国の可能性を示したが、その連邦を構成する各共和国(州)は小国であり、人民が直接選挙する州代表は州ごとに議会を開くので小共和国の実質が各地域で確保される。共和制を最善の政体で小国にのみ適合する(L2: 306)と依然主張する彼の小共和国への固執は、広大な支配で政治が周辺の市民から手の届かないところに置かれることを防ぎ、判断と言論の公共空間を参加可能な距離に確保する意図から来ていると思われる。

このようにヒュームのアメリカ論と理想共和国論は地域の自立を認める一般的方向では共通するが、ヒュームの連邦共和国は、小共和国としての各州(county)に合衆国の州(state)のような主権を認めるわけではなく、元老院と政務官からなる中央政府により強く統合されている。リヴィングストンが言うように、ヒュームの連邦共和国は同質的で長老派の国家宗教でまとめられ、またその規模は大共和国といってもイギリスやオランダといった国民国家程度であるので、州権論的に解釈した場合だけでなく、連邦の権限を強調する解釈であっても、アメリカ合衆国のような複数の国家を含む「帝国」には適応できない(Livingston324)。むしろ帝国に対して批判と改革のモデルとなるのは、「芸術と学問の生成と進歩について」で見た古代ギリシアと近代ヨーロッパの独立国家の商業・学術交流と勢力均衡による連合であろう。これがヒュームの考える国際そして帝国の秩序であって、各国の文化の複数性から趣味と判断の洗練がはかられる啓蒙の理念を国際政治に具体化した意味を待つ。この国家連合は中央政府を持つ連邦と区別されなければ、その特質を理解できないのであって、リヴィングストンはヒュームの主権国家からなる自由な国家連合は、連邦政府を持つアメリカ合衆国とも、イギリス王権を中心に各植民地がより対等な関係で結合する帝国連邦構想とも、異なることを正しく強調している(Livingston328f)。ヒュームの植民地分離独立論はこの帝国連邦案を拒否したもので、帝国規模の

政治秩序では彼にとって連邦制さえも権力の集中として受け入れられず、独立した国家の共存しか考えられなかったのであろう。

最後にアメリカ論との関係でヒュームの国家論について次のような刺激的な解釈を批判的に検討したい。それが主権と公共性の関係に関する本論の主題と関わるからである。リヴィングストンはヒュームのポスト・モダン性を強調するヒューム論において、一元的に主権が統合され、抽象的個人からなる近代の中央集権的国家と前近代の個別的な諸身分や各地方自治体からなる多元的な中間権力に主権が分有された国家とに区別して（後者は近代的な意味での「国家」ではない）、ヒュームを後者の提唱者として、そのアメリカ分離論をその多元的主権の正当な行使と説明する (Livingston 333, 348, 355, 359)。しかしヒュームにとって古代ギリシアと近代ヨーロッパのような国際関係が後者の多元的な政治秩序であって、他方それを構成する個々の領域国家は彼の理想共和国のように統合国家ではないか。ヒュームの共和国が文化的にも統合された国民国家であることは、リヴィングストン自身が見たように認めている。ヒュームの共和国は複雑で、上記の前近代的連邦国家か、近代的統合国家か、どちらか一方に押し込めるわけにはいかない。さらにヒュームを近代主権国家の批判者として強調することは問題があるだろう。近代ヨーロッパのような国家連合のレベルで統合した主権を持つ超国家があるとすれば、それは世界王国であろう。ヒュームの多元主義は世界王国や帝国での主権の統合集中を批判するもので、イギリス、フランスのような近代国家の統一を全て否定するのではなかった。むしろ統一主権による周辺の人民の封建的努力からの解放ということを知っていた。そして主権国家の自由が、国際関係や連邦の政治秩序の基本となる。アメリカ合衆国は各州を主権国家とする多元的な連邦国家とすれば、ヨーロッパ全体やイギリス帝国のような広大な政治秩序に当たり、州の分離がその主権の自由な行使として正当化されるというリヴィングストンの議論は説得的で、ヒュームのアメリカ分離論の説明にも有効であろう。

リヴィングストンの解釈は半面の真理の強調であり、近代的なヒューム像で補完し両者を総合する必要がある。地方や身分の慣習的な制度が独立した中間権力となり、権力の分散による抑制・均衡がもたらされるという理解は、確かに特殊による多元性を通じたイギリスの自由を説明する。そして個人主義の観点からヒュームの人間像に主体的個人の自立か伝統的制度の抑圧かを問うこと

は不正確であろう。この意味でリベラルな理解は非歴史的である。しかし慣習的の制度をむしろ拠りどころとして所有権の担い手としての個人が生成し、統一権力による法の支配のもとその権利を享受するという認識もヒュームにはある。また社会的な名声を介して誇りの対象としての自己が形成され、誇りは客観的な道徳的判断を伴うので、社会と他者を前提としながらここで各自の主観の利益と情念が正当化されることに、ヒュームに認識上の個人主義を見ることができよう。社会から離れた哲学者の判断も社会の慣習に向けられる反省であった。地方的集団や身分と並んで個人が公共空間の主体であったことは認められよう。

最後にヒュームの公共性を相互に関連する三つのレベルにまとめておく。第一に党派的で偏狭な共同体に対して人為的に構成される国家主権が、正義の一般的秩序を安定させる。スコットランド・ナショナリズムから北ブリテンへのアイデンティティの拡がりがこの公共性に対応する。第二に主権のもとで商業が展開する私的な生活世界が開く市民的公共性があり、これはむしろ私を目的とした公であって、離れた他者の多様な私的ニーズへの同感により公平な判断、趣味を洗練させようとする。個人も中間集団もその構成員であって、社交界での会話、哲学者・雄弁家、商人の中産層、地方都市の郷紳、土地貴族、アメリカ植民地人などが具体例であった。第三に主権国家を超えてヨーロッパを商業と学芸の自由な競争と改善の多元的な空間として構想した。この公共性は各国のマキャヴェリの愛国心（ねたみの情念）と世界王国の脅威への挑戦であった。周辺民族の共同体は主権の法の支配に対しては党派的私であるが、専制権力や世界王国への抵抗では公となるように、公私が状況によって変化することもある。周縁にとってそれが属する国家の主権と商業は公共性の観点から両義的であったと結論できる。

（つのだ・としお 成城大学経済学部教授、経済研究所所員）

#### 引用文献

- Armitage, David. *The Ideological Origins of the British Empire*, Cambridge: Cambridge University Press, 2000.
- Brewer, John. *The Sinews of Power: War, Money and the English State 1688-1783*, London: Routledge, 1994.
- Burke, Edmund. *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, vol. IX, ed. R. B. McDowell, Oxford: Oxford University Press, 1991.



- Cohon, Rachel. 'The Common Point of View in Hume's Ethics,' *Philosophy and Phenomenological Research*, 57 (1997), pp. 827-850.
- Davenant, Charles (1699). *An Essay upon the Probable Methods of Making a People Gainers in the Balance of Trade*, in *The Political and Commercial Works*, London, 1771, vol. II.
- (1701). *An Essay upon Universal Monarchy*, in *Works*, vol. IV.
- Davidson, Donald. 'Hume's Cognitive Theory of Pride,' *The Journal of Philosophy*, 73 (1976), pp. 744-757.
- Fontana, Biancamaria. 'Introduction: The Invention of the Modern Republic,' in *The Invention of the Modern Republic*, ed. B. Fontana, Cambridge: Cambridge University Press, 1994, pp. 1-5.
- Gould, Eliga H. *The Persistence of Empire: British Political Culture in the Age of the American Revolution*, Chapel Hill and London: University of North Carolina Press, 2000.
- Hont, Istvan (1985). 'The "Rich Country-Poor Country" Debate in Scottish Classical Political Economy,' in *Wealth and Virtue: The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment*, eds. I. Hont and M. Ignatieff, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 271-315. (大友敏明訳「スコットランド古典経済学における「富国＝貧国」論争」, 『富と徳』, 水田洋, 杉山忠平監訳, 未来社, 1990年, 453-531頁)
- (1993). 'The Rhapsody of Public Debt: David Hume and Voluntary State Bankruptcy,' *Political Discourse in Early Modern Britain*, eds. N. Phillipson and Q. Skinner, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 321-348.
- Hume, David. *Enquiries concerning Human Understanding and concerning the Principles of Morals*, eds. L.A. Selby-Bigge and P.H. Nidditch, Oxford: Oxford University Press, 1994. (本文中 EHU と EPM と略記)
- . *Essays Moral, Political, and Literary*, ed. E.F. Miller, Indianapolis: Liberty Classics, 1987. (小松茂夫訳『市民の国について』岩波書店, 1982年) (本文中 E と略記)
- . *The History of England*, Indianapolis: Liberty Fund, 1983. (本文中 H と略記)
- . *The Letters of David Hume*. Ed. J.Y.T. Greig, Oxford: Oxford University Press, 1969. (本文中 L と略記)
- . *A Treatise of Human Nature*, eds. L.A. Selby-Bigge and P.H. Nidditch, Oxford: Oxford University Press, 1989. (本文中 T と略記)
- . *David Hume: Writings on Economics*, ed. and intro. E. Rotwein, Edinburgh: Nelson, 1955.
- Hundert, E.J. *The Enlightenment's Fable: Bernard Mandeville and the Discovery of Society*, Cambridge: Cambridge University Press, 1994.
- Korsgaard, Christine M. 'The General Point of View: Love and Moral Approval in Hume's Ethics,' *Hume Studies*, 25 (1999), pp. 3-41.
- Livingston, Donald W. *Philosophical Melancholy and Delirium: Hume's Pathology of Philosophy*, Chicago and London: University of Chicago Press, 1998.
- Potkay, Adam. *The Fate of Eloquence in the Age of Hume*, Ithaca and London: Cornell University Press, 1994.
- Pufendorf, Samuel. *Of the Laws of the Nature and Nations*, Oxford, 1703, book VII.
- Robertson, John (1985). 'The Scottish Enlightenment at the Limits of the Civic Tradition,' in *Wealth and Virtue: The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment*, eds. I. Hont and M. Ignatieff, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 137-178. (鈴木亮訳「シヴィック

- 的伝統の極限にあるスコットランド啓蒙』、『富と徳』, 水田洋, 杉山忠平監訳, 未来社, 1990年, 227-295頁)
- (1993). 'Universal Monarchy and the Liberties of Europe: David Hume's Critique of an English Whig Doctrine,' in *Political Discourse in Early Modern Britain*, eds. N. Phillipson and Q. Skinner, Cambridge: Cambridge University Press. pp. 349-373.
- (1994). 'Union, State and Empire: The Britain of 1707 in Its European Setting,' in *An Imperial State at War: Britain from 1689 to 1815*, ed. L. Stone, London and New York: Routledge, pp. 224-257.
- (ed.) (1995). *A Union for Empire: Political Thought and the British Union of 1707*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Skinner, Andrew S. 'National Realities. David Hume: Precursor of Sir James Steuart?' in *Political Economy and National Realities*, eds. M. Albertone and A. Masoero, Torino: Fondazione Luigi Einaudi, 1994, pp. 31-51.
- Steuart, James. *An Inquiry into the Principles of Political Oeconomy*, eds. A.S. Skinner, N. Kobayashi and H. Mizuta, London: Pickering & Chatto, 1998.
- Stewart, John B. *Opinion and Reform in Hume's Political Philosophy*, Princeton: Princeton University Press, 1992.
- Taylor, Jacqueline. 'Justice and the Foundation of Social Morality in Hume's *Treatise*,' *Hume Studies*, 24 (1998) pp. 5-30.
- Townsend, Dabney. *Hume's Aesthetic Theory: Taste and Sentiment*, London and New York: Routledge, 2001.
- Williams, Christopher. *A Cultivated Reason: An Essay on Hume and Humeanism*, University Park: The Pennsylvania State University Press, 1999.
- Wootton, David. 'Introduction: The Republican Tradition: From Commonwealth to Common Sense,' in *Republicanism, Liberty, and Commercial Society, 1649-1776*, ed. Wootton, Stanford: Stanford University Press, 1994, pp. 1-41.
- . 'Ulysses Bound? Venice and the Idea of Liberty from Howell to Hume,' in *Republicanism, Liberty, and Commercial Society, 1649-1776*, ed. Wootton, pp. 341-367.

周縁にとっての主権と商業

(研究報告 No. 32)

---

平成14年3月20日 印刷

平成14年3月25日 発行

非売品

著者 角 田 俊 男

発行所 成城大学経済研究所

〒157-8511 東京都世田谷区成城 6-1-20

電話 03 (3482) 1181 番

印刷所 白陽舎印刷工業株式会社

---